

#### IV. 垂直的協業路線の政策的確立と KAPの提起および「調整」 (1966 ~ 70年)

##### (1) 垂直的協業路線の政策的確立

垂直的協業は農業経営と、農産物加工工業経営および農産物販売商業経営や直接の契約にもとづいて、農産物の生産・加工・販売と一つの連鎖 *Nette* に繋ぐことにより、流通過程を短縮し、コストダウンをはかるとともに、良質の農産物（および加工製品）を大量かつ安定的に供給することと課題として<sup>122)</sup>いる。

垂直的協業の端初はすでに1962年3月の「LPGおよびVEGの農産物供給に関する契約」に<sup>123)</sup>ついで法規命令<sup>123)</sup>により、農業生産経営と加工工業経営との直接契約への扉が開かれることにより、与えられていたが、水平的協業と同じように、64年12月のSED7中総と翌年の契約法および、その第7施行令により法的基礎を整備され、第一段階として、協業

連鎖 Kooperationskette (ないし生産連鎖 Produktionskette)  
 の組織化に着手された。このこと1965年4月DD  
 の農業の垂直的協業の出発点とされている。  
 確かに「それ(契約制度——引用者)は現在  
 すでに部分的に農業経営と市場に——  
 間の取引を規定している。だが、農業経営へ  
 の生産手段およびサービス供給、農産物の買  
 付とその加工は大部分互いに孤立的に組織さ  
 れ、指導されているといわなければならない<sup>(24)</sup>」段  
 階にとどまっていた。新経済制度の第二段階  
 の開始を告知した同年12月のSEDの中核は「  
 現段階に於いては農業生産の集約化は益々、  
 農業用生産手段を生産するが農産物を加工す  
 るような工業部門の拡大再生産と貯蔵経済に  
 依存する<sup>(25)</sup>」という現状認識を示すことによっ  
 て、翌年2月の第9回農民会議におけるウル  
 プリヒトの「近代的農業の五大原則」の4番  
 目としての垂直的協業の提起を準備した。し  
 たがって垂直的協業の戦略的目標としての政  
 策的位置づけはこの農民会議の出発点として

いふといふよう。

同会議への報告でエヴァルトは次のように述べて垂直的協業の本格的開始を示唆した。「国已経済の全体的決算の領域で、国家計画委員会・DDR農業評議会・農業技術および資材技術供給国家委員会・調達買付国家委員会により、工業指導機関との緊密な協力のもとに再生産過程とリワイ農業機械およびトラクター工業、化学・建設・加工工業、貯蔵および冷蔵経済と農業の計画的融合を、最高度の国已経済的利益をもとて形成される時期が到来した<sup>126)</sup>」。ウルブリヒトは是の際のポイントが、LPG・VEG・KOGの農産物生産を部門に依りて買付・加工・販売の工業的指導と一体化することにあると、県(ないし郡)評議会および農業評議会を重視して、その下で「加工経営はこうして幾つかの農業経営の協業共同体とともに、増大する量への半製品および完成品の生産を統一的な質と守り費用で組織する<sup>127)</sup>」ことができると指摘した。さらに

同会議の決議は、そのために、農産物の買付と  
 第一次加工段階との結合が中要になるだろう  
 と予測してゐた<sup>(28)</sup>。さらされるように、この段階  
 では垂直的協業は農業政策の一つの柱に位置  
 づけられたといへ、具体的な組織形態につ  
 いては未だしも明確ではなかつた。しかし、  
 後の政策展開の基礎となる幾つかの重要な指  
 摘がなされた。第一に、垂直的協業の課  
 題は農産物の流通過程を短縮することによ  
 り損失を防止、コストダウンを促すことと  
 ともに、需要構造の変化に対応して統一的な質  
 (半)加工農産物の大量かつ安定的な供給を  
 確保することとされた。第二に、そのために  
 は、農産物買付機能を第一次加工段階に集中す  
 ることが中要であることとされ、加工工業経営の  
 指導の下に組織された契約生産によって、科  
 学的な討議・体系的な経験交流・包括的な社  
 会主義競争が可能になるとされた。そして第  
 三に、垂直的協業とKOG形成の連関が指摘さ  
 れたからである。

二の農民會議の提起を受けて1966年3月24日  
 のSED政治局決定および5月6日の閣僚評  
 議會決定によつて、農業と食料品業の統一的  
 な指導と計画化、農業経営・加工工業経営・  
 商業経営の直接的契約関係の創出のための実  
 験がエルフルト・マクデブルク・シュツェリー  
 ンの3県で開始された。前者は農業評議會体  
 制から、後の農業生産・食料品業評議會 Rat für  
 landwirtschaftliche Produktion und Nahrungsgüterwirtschaft (RLN) 体制  
 (1968年7月以降全国的組織の形成)への移行  
 行い、後者は垂直的協業の組織形態としての  
 協業連合 Kooperationsverband (KOV) の形成  
 を試験するものであった。6月に開催された  
 SED中央委員会と閣僚評議會主催の「社会主  
 義的合理化および規格化に関する會議」では  
 生産・加工・貯蔵の拡大と合理化のための諸  
 投資は垂直的協業によって効果的に投入され  
 ることを確認された。上記の実験の評価にも  
 ついて、同年12月のSED政治局および閣僚  
 評議會幹部会は垂直的協業を全国的に組織す

ることとを決定したものである。

翌年4月に開催されたSED大会はこの一過程を了すこと、DDR農業の協業路線を二つの地平（水平的・垂直的）において確定し、垂直的協業の展望を提示することによつて、DDR農業政策の一つの画期をなしてゐる。その意義は第一に、垂直的協業の発展方向を、契約と基礎とした製品別協業連鎖のうちの組織体としての製品別・専門別KOV形成へと明確化し、さらに幾つかのKOVを包括する全国的組織体としての経済連合Wirtschaftsverbandの形成によつてDDR農業の分野別の再編方向の展望＝到達点を打ち出したことである。第二に、これと密接に関連して、幾つかのVEGと畜産部門において最新の科学技術水準で運営される近代的工業的大生産経営に発展させることとを決定し、工業的肉生産コンビナート

Volkseigene Kombinat für Industrielle Mast (Kombinat Industrielle Mast = KIM)

の形成を準備した。そして第三に、「社会主義の到達した社会体制」の基礎を「社会主義

の経済制度 *Ökonomisches System des Sozialismus* として把握し、その農業における具体化として RLN の形成を指摘したことである（翌年の第 10 回農正会議での「ソビエトはソビエト農業と食料品業の経済的合業制度 *ökonomisches Teilsystem der Landwirtschaft und Nahrungsgüterwirtschaft* 呼んだ）。以下でこの二つの点を検討しておく。

### (1) 垂直的協業

SED の大会は協業を主要環 *Hauptkettenglied* として位置づけ、水平的協業の発展方向を従来通り KOG 形成として確認するとともに、「社会的発展過程は農業を一層緊密に他の国民経済部門と融合させる方向に進む」との認識に立って垂直的協業を高く位置づけた。そして「社会主義農業経営における対象化された労働の増大にもとづいて、農業に生産手段を供給し、農業用建物を建設し、農産物を加工する経営の責任を増大する」として、「垂直的協業は再生産過程の指導と組織化に於いて指

導的影響力を行使する最終生産物と最終生産者から出発する。実践が証明するよう、この課題は加工工業なみの商業経営に帰属する」と規定した<sup>129)</sup>。この70リヒトによれば「最終生産者は質的に新しい地位を獲得する。…これによつて最終生産者はその生産物の全生産過程の計画化と指導に対して一層高い責任を得る。…最終生産者は生産の量・質・種類・連続性およびコストダウンに対して意識的かつ物質的影響力を行使する大きき可能性を獲得する<sup>130)</sup>。すなわち垂直的協業としての協業連鎖はさしあたり経営間の二者間経済契約の連鎖にもとづいて、相互の平等のもとに組織された契約関係にすぎない。同時に、農産物の第一次買付者である最終生産者（加工工業・商業経営）の決定的地位を軸とした統一的指導体制の構築とこの位置づけが与えられたのである。換言すれば、協業連鎖自体は何ら一つの組織体ではなく、法的・経済的に自主した農業経営と加工工業経営及び商



業経営との間の契約関係の連鎖であるが、K  
 OGの場合には異なり、第一次買付者＝最終生  
 産者に指導的地位が与えられた協業関係であ  
 る。最終生産者の特別の地位は国民の多様な  
 農産物および加工製品需要と農業生産の転節  
 点に位置してゐることに求められ、第一に、  
 協業連鎖に参加する全経営に対し（直接の契  
 約関係に在り農業経営に対しても）、生産物の  
 量・質・種類・価格などを通じて影響を与え  
 るに付てなく、その下に設置される「専門分  
 野即ちサービス zweigspezifische Beratungsdienst  
 による、経済的干渉を利用し得る契約生産  
 の組織と監督に責任を負ふこと、第二に、最終  
 生産者へ下に協業連鎖参加経営の代表や研究  
 所・消費協同組合・農業評議会（在りしRLN）<sup>15</sup>  
 の代表から構成される生産者顧問会議 Erzeuger-  
 beirat が設けられ、命令ではなく提言として  
 、上述の課題の他に、参加経営の年次計画や  
 展望計画、近代的生産方法や技術の導入など  
 を示唆し、専門化を促進すること、によつて

保証されてゐる<sup>13)</sup>。この協業連鎖は、全参加経営も包括する一つの協業協定 Kooperationsvertrag にもとづいて組織体に発展したものが KOV である。ワルポリヒトは「実践の教えるところによれば、工業的指導方法はとりわけ KOV の結成によつて新しい基礎を獲得するだろう」として、KOV の形成を重視して次のように述べている。「今や全ての農業・加工工業・商業の組織は共同で、協業連鎖の建設と経済的に利益のある直接関係の発展のために勤労者のイニシアチブを促進するために全力を注ぐ必要がある。……この全発展過程は個々の協業連鎖の全ての段階で明確な契約生産に導く。従つて全食品業は専門化された KOV に組織される。すなわち、長い年月を必要とするこの過程の最後には、穀物・砂糖・牛乳・肉などの経済のよつて食品業のそれぞれの専門分野は一定の数の KOV に整理されるだろう。KOV は最後には、一定の問題を経済計算制にもとづいて共同で運営する専門分

野に対する経済連合に合流するだろうと期待される<sup>132)</sup>。垂直的協業はこうして協業連鎖→協業連合 KOV → 経済連合という発展方向をとるものとして規定され、当面の環として KOV の建設が重視されることになったのである。そこで KOV の構造について簡単に検討しておこう。

KOV の模範定款は今日存在している KOV の大部分が形成された後の 1972 年の『協業組織体模範定款』で、旧来の ZGE / ZBE の新模範定款への移行とともに法制化された。ここではこれを中心としながら、KOG に一ルシュテットの一員である VEG、イマールクが参加するヴァイマル・アポルダ肉豚 KOV、Fleischschwein Weimar / Apolda) を例として述べることにしよう<sup>133)</sup>。

既述のようには、エルフルト県は垂直的協業の実験県に指定され、1966 年半ばから KOV 形成が準備されてきた。その際の先進例となつたのがこの KOV である。同年半ばにすぎずに

形成されたこのKOVに—ルシュテット執中VE  
 G 1 イマルグとエルフルト県肉コンビナート  
 (Fleischkombinat Erfurt)との間の直接契約を基礎と  
 して、1967年5月に、同コンビナートのゾア  
 イマルおよびアポルグ郡の屠殺・加工経営が  
 中心となり、VEG 1 イマルグとともに第50  
 表に掲げたように、両郡にまたがる諸経営・  
 施設を包括するKOVを結成した。参加経営は  
 一方が育種経営を出发点として肥育経営に至  
 る農業生産経営=段階生産者 *Stufenproduzenten*  
 と、肥育豚を直接に買い取り、屠殺・加工を  
 行う最終生産者との垂直的結合を軸として、  
 これにサービス・資材・飼料を供給する諸経  
 営・施設が水平的に結合した生産連鎖を形成  
 し、他方最終生産者が商業経営と垂直的に  
 結合した販売連鎖を形成することによって、  
 豚肉の生産・加工・販売の連鎖を結成したの  
 である。この際、生産連鎖と販売連鎖の結節  
 点に位置する最終生産者=屠殺・加工経営が  
 指導的地位を得たことはいうまでもない。二

第50表 ヴァイマル・アポルダ肉豚 KOV 参加経営 (1969年初頭)

性 格 区 分		経 営・施 設	数
生産連鎖 ↑	段階生産者	育種経営	2
		種豚生産経営	5
		子豚供給経営	12
		肥育経営	7
販売連鎖 ↓	サービス・資材供給経営	育種検査所	1
		肉検査施設	1
		国立獣医施設	1
		資材・技術供給経営 <sup>(1)</sup>	4
販売連鎖 ↓	最終生産者	肉コンビナート・工場 <sup>(2)</sup>	2
	商 業	商業経営 <sup>(3)</sup>	2

(注) (1) KfL と混合飼料経営。

(2) 屠殺・加工コンビナートの Weimar, Apolda の経営。

(3) Weimar 商業組織の支店グループと Weimar 消費協同組合。

(出典) H. Riebenow, J. Stelzer, K. Schulze u. H. Hoffmann, Kooperationsverband Fleischschwein Weimar/Apolda, in: *Kooperation*, Heft 3, 1969, S. 15.

の例にみられるように一般にKOVの参加経営は段階生産者として把握される農業経営、農産物加工経営、農産物卸売商業経営の他に、これらの生産手段やサービスを供給する経営や施設から構成されるが、指導的地位は農産物を農業経営から直接に購入する非農業経営に与えられている。したがって畜産では屠殺経営や酪農工場、耕種部門では第一次加工を行う砂糖工場・デンプン工場・製粉工場がその地位につき、加工不要農産物では卸売商業経営がこれに相当して、KOVの最終生産者の地位を獲得する。農業経営は畜産の場合、この例にみられるように主要生産部門形成と結びついた段階生産の導入によって分業にもとづいた協業連鎖も形成することが多いが、耕種部門では作物栽培の自然的制約から、せいぜい種子・種イモ生産経営と一般の栽培経営との間に段階生産が導入されるにとどまることが多く、それらもしばしば兼営されて、農業経営間の垂直的協業の形成は余り顕著では

なく、最終生産者と各農業経営者間の垂直的協業がKOVの主要な内容となっている。

KOVにおける最終生産者の指導的地位から明らかなように、KOVは最終生産者の農産物購入地域を対象として形成され(本部も最終生産者の下におかれる)、郡や県といふ行政区画は結成の制約にはならない。したがってKOVの目標と最終生産者の加工・販売能力に応じて対象地域は1郡内から、数郡にまたがる場合、さらには県レベルにまたがる場合と多様であるが、大部分は2~5郡程度を対象地域としている。エルフルト県(13郡)の場合、肉コンビナートの各経営単位が中心となり、1967年中にグアイマール・アポルタも含めた9つの肉豚KOVが結成された。当初計画でも、これらの2~3のKOVに統合し、単一の経済連合の結成が予定されていた(隣接するゲラ県では1968年に11郡で4つの肉豚KOVが存在していた)。なお当初は農業経営者の専門化が進んでいなかったから、作目・家

畜の種類に応じて複数のKOVに参加する農業経営も存在した。

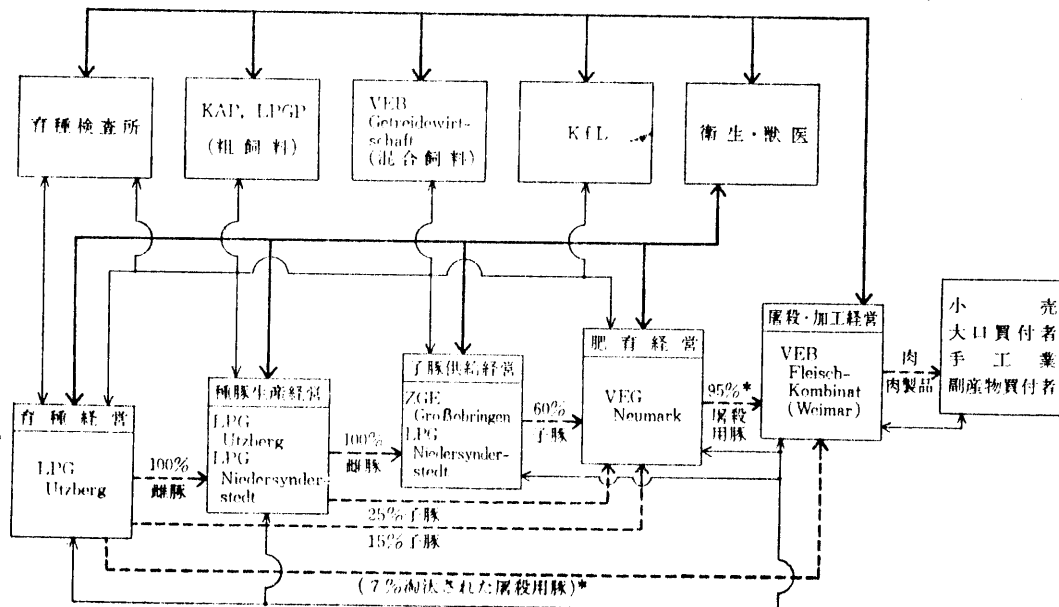
KOVの結成はこれまで述べてきたような垂直的協業の目標を達成することにおよんでいる。注目すべき点は生産物と技術に重点を置いた段階生産の導入による協業関係の形成が最終生産者の責任の下に、参加経営のそれぞれが最高機関で承認された協業協定にもとづいて行われることである。参加経営は法的・経済的に自主し、平等の権利で自由意志にもとづいてKOVに参加するが、最終生産者はこの連鎖上の要に位置することにもとづいて、他の参加経営に対し強い影響力を行使する。とくに加工工業経営は工業経営の論理から通年的な、しかも毎月ラインスのとれた操業を確保するために原料農産物の供給量・質・供給期日の統一性・安定性・連続性を農業経営に要求し、これらの工業的生産方法への移行に強い影響を与えることとなる。ドイツ・アボルグの場合、KOVは参加経営のそれぞれの



最高機関で承認され、後述するような全権代  
 表者会議で決定された定款（協業協定に相当）  
 にもとづいて運営され、各経営間に長期生産  
 契約なしいし経済契約が締結される。その  
 際上述のような層級・加工コンビナート経営  
 の要求は次のようなメカニズムで確保される  
 ことになっているといえる。第一に、定款に  
 もとづいて段階生産物の需要側はコンビナ  
 ト経営を出发点として次々に供給側に対し、  
 次年度の契約供給量を前年の8月1日までに  
 提示し、相互の調整を経て9月末日までに次  
 年度の生産契約が結ばれる。第二に、同じく  
 定款にもとづいてコンビナート経営は毎月の  
 購入量の安定化をねがうために、月別の供給  
 契約を結ばないか、毎月の契約供給量を充足  
 しない供給側に対し価格の5%引下げをする  
 ことのできるし、要請に応じて超過供給した  
 経営に対し価格の5%引上げをすることので  
 きる（経済的インコ）。第三に、コンビナート経  
 営からそれぞれを段階生産者の下に調停者

Vertrauensleute の配属は、家畜の連続的供給・頭数更新を中心とした、いわば配車サービス Dispatcher-Dienstによって諸経営の結節環の役割を果たす。こうして段階生産者は屠殺・加工経営の強い影響力の下に第3図に示

第3図 KOV „Schweinefleisch“ Weimar/Apolda の構造 (一部) (1974年)



(凡例) ——— 年または長期経済契約  
 ——— 協定  
 - - - - - 販売 (数字は購入側の需要の充足率)

(注) \* 屠殺用豚需要の合計が100%を超えるが、理由は不明。

(出典) J. Taraschkewitsch, H. Fischer u. J. Rudolf, Neue Entwicklungsfragen der Kooperationsverbände verlangen stärkeres Einbeziehen in die staatliche Leitung und Planung, in: *Kooperation*, Heft 9, 1974, S. 414.

されるような物流の諸段階に配置されること  
 になるのである。なおこの際、質の確保のため  
 に質的ピラミッドの各段階で詳細に規定  
 される他に、遵守されなかった場合の罰  
 則規定も存在している。

次にKOVの組織について述べておこう。  
 基本的指導機関は全権代表者会議 *Bevollmächtigten-*  
*versammlung*、協業連合評議会 *Kooperationsverbands-*  
*rat* およびその議長 *Vorsitzende* の三つであ  
 る。全権代はKOVの最高機関で、通例、各参  
 加経営の代表1~2名が平等の権利で参加し  
 、最低年2回(模範定款では1回)開催され  
 、重要問題では全員一致制が原則だが、その  
 他の決定は単純多数決にもとづいて行われる。  
 以下のようにKOVの基本問題が全てここで討  
 議され、決定される。これらは、予測を含む  
 展望計画・協業協定・社会主義競争の組織化  
 ・専門化および合理化の措置・職業およびイ  
 ンターロギ教育のための協業アカデミーの建  
 設への参加・協業連合評議会を下部機関の

活動報告の承認・協業協定（定款）の遵守の監督や計画の遂行・協業連合評議会およびその議長など下部機関の選出・新規加入などである。全権代の決定は提言 *Empfehlung* であり、参加経営の最高機関の同意により発効する。

協業連合評議会は全権代により選出される執行機関で、KOVの規模に応じて1人から多数の全権代表者から構成される。議長は通例農業経営の代表者が就任し、日常的な業務指導を行う業務執行者 *Geschäftsführer* には最終生産者の代表者が選出される。ヴァイマル・アボルダでは議長はVEGノイマルクの支配人、業務執行者にはヴァイマル屠殺・加工経営の支配人が就任している。最終生産者への過度の権限集中へのチェックの意味を込めて、こうした構成がとられているものと思われる。KOVの活動領域は上述のように教郡に与えられることが多く、国家計画上の課題との調整のために、評議会はRLNの当該機関の決定

也指示と緊密に結びつゝ活動し、それらに  
 対し報告義務を有してゐる。評議會は一方で  
 KOVの目標・課題の達成のために、全参加輕  
 管の間の調整と、この共同の活動を行うが、他  
 方で日常の業務は事案上最終生産者によつて  
 担われることから、最終生産者の下部機関化  
 する危険性を有してゐる。事案エールフト肉  
 コンビナートの支配人はヴァイマル・アボル  
 がKOVで、最終生産者は単に全権代で決定さ  
 れた生産目標の執行機関であるだけではなく  
 、連合組織全体の決定センターであるとして  
 、  
 「我々は今や単に諸輕管やコンビナートの  
 課題を承認することができるだけではなく、  
 畜種から商業に至る全連鎖の専門分野上の問  
 題を組織しなければならぬ<sup>(14)</sup>」と述べてゐる。  
 ここで組織するといわれたい内容は、第一  
 に、RLN等の国家機関の経済的機能をKOVの  
 最終生産者が獲得することであり、第二に、  
 垂直的協業の全段階の生産の統一的、体系的  
 な計画化と指導を獲得するため、直接の商

品——貨幣關係を發展させることである。したがって、KOGにおいて与られた、参加諸経営の法的・経済的自立性とKOG自体の統一性・自立化への志向との間の二律背反は、KOVにおいては参加経営の平等性と最終生産者の決定的地位・役割との二律背反として再現されているといふよう。協業路線の推進過程で繰り返して批判された「行政介入」はこうしたKOG、KOVの学む二律背反を基礎としていると与ることをできるのである。

なお、評議会の下には、計画化・再生産・評価・金融・契約関係などの特別の課題のために委員会や活動家グループが設計される。グアイマル・アポルダでは水平的協業の領域で、肉生産の長の中身所有形態の経営と生産・供給課題の解決のために輸入する生産物グループ評議会 *Erzeugnisgruppenrat* や、全々の協業関係の調整と促進のために特別の機関として肉経済評議会 *Rat für Fleischwirtschaft* が設置されている。また、KOVは独自の権利能力を持

たないか、共同の生産・貯蔵・販売のために  
 共同投資にもとづいて、参加経営に付置され  
 るか、新たな生産単位として施設を建設する  
 ような場合には例外的に、県評議会と  
 郡評議会への登録にもとづいて権利能力を獲  
 得しうる。

さて、KOVの具体的発展過程についてみて  
 おこう。ガイマール・アポルダでは1975年ま  
 での展望計画が作成され、その時点で1万1900  
 7/年の豚肉生産が三つの生産単位で実現され  
 ることが予定された。そのためにまず肥育の  
 経営によって1967年にVEG1イマルクがZBE  
 化され、2万4000床の肥育施設を集中した（  
 コニビナートも出資した）。この施設は1970年  
 までに6万床へ拡大される予定であったが、  
 1969年に1イマルクがVEGTへと自立化し、19  
 72年には1万2000床の大施設を中心に1万80  
 00床を有してゐる。また、その他の二つの経営  
 が各1万床、他の4経営が合計2万8000床を  
 擁してゐた。さらに育種・種豚生産・子取り

の過程でも集中化が予定され、たとえば子豚  
 経営では1000床 (ZGE Grobbringen), 1300床  
 (ZGE Niederrimmern) が新設され、4経営  
 で1000床が増築されることになっていた。し  
 かし恐らくは飼料問題と投資ファンドの巨大  
 さおよび建設資材供給の不足から、当初計画  
 はかなり遅れ、修正に伴いながら実現された  
 模様である。1969年の農業経営教26は1976年  
 には15に再編され、1967年のKOVの豚肉生産  
 3089tはその後、第51表に示されるような発  
 展を経、1976年に1万5065tに拡大され、  
 両郡の豚生産に占める割合は29.1%から82.0  
 %へと上昇することになったからである。当  
 初計画は1975~76年の急激な拡大によって達  
 成されることになったといえよう。また、こ  
 の過程は工業的生産方法への移行と品質の改  
 善も可能とした。たとえば、豚肉の生産能力  
 は1976年にはVEGノイマルクが8700t、ZBE  
 ヘルムシュテットが3500tに達しており、育  
 種・養豚生産経営はそれぞれ1240床の種豚施



第51表 ヴァイマル・アポルダ肉豚 KOV の豚肉生産の発展

年 度 <sup>(1)</sup>	生産量 (t)	同郡の総生産量 に占める KOV の割合 (%)	工業的生産の 割合 (%)
1968	3,338	32.0	—
1969	4,387	42.3	—
1970 <sup>(2)</sup>	4,710	47.0	—
1971	6,808	59.0	55.0
1972	8,435	61.0	62.0
1973	9,203	62.0	63.0
1974	9,803	64.4	63.0
1975 <sup>(3)</sup>	12,312	76.0	73.0

(注) (1) 1968, 69年は下記文献(1)による。

(2) 1970年は文献(1), (2)で数値が多少異なっている。

(3) 計画。

(出典) (1) H. Stelzer u.a., a. a. O., S. 20.

(2) K. Kmetzsch u. M. Kittner, a. a. O., S. 482.

設を有してゐた。全体として、工業生産した  
と云は種豚では最低800～1000床の施設での  
生産<sup>(35)</sup>の割合は第51表の如く、1971年の55%  
から75年には73%が予定されるように拡大さ  
れた。さらに品質については第52表のように  
1970年のI、II等級の割合56.4%から74年には  
86.2%に上昇したからである。なお、このKO<sup>15</sup>

第52表 ヴァイマル・アポルダ肉豚 KOV の豚肉の品質の改善 (各等級の構成割合%)

品質等級	1970	1971	1972	1973*	1974	1975
I	13.1	21.2	22.0	22.2	22.4	22
II	43.3	61.2	62.0	64.3	63.8	64
III	25.5	15.3	14.0	10.4	12.8	13
IV	11.3	1.3	1.0	0.7	0.7	1
V	6.8	1.0	1.0	0.4	0.3	—

(注) \* 合計が100%にならないが、理由不明。

(出典) K. Kmetzsch u. M. Kittner, a. a. O., S. 482.

Vに關してもう一点だけ付記しておきたい。  
 これはいわば産地直送化の動きである。評議  
 会の下に設けられた「商業第御ケル一ア Arbeitsgruppe „Handel“」の活動を基礎にして、ま  
 ず1969年に加工経営の直営する「工業店舗  
 Industrieladen」が設立され、産直を開始する  
 一方で、1970年には当初からこのKOVに参加  
 していた商業組織および消費協同組合の支店  
 (現在17店舗)と工業店舗によって「肉小売  
 共同体 Einzelhandelsgemeinschaft „Fleisch“」が形  
 成され、流通過程の合理化と消費者需要にみ  
 あった販売体制の確立がけがけられた(この共  
 同体の議長および書記にはそれぞれも加工経営  
 の担当者も兼任)。さらにKOVの直営店として  
 「協業店舗 Kooperationsladen」が相次いで3店  
 開設され、1976年には17店にも達し、その他  
 に協業料理店の設立も計画されているといわ  
 れる。生産・加工・販売を一つの連鎖に結合  
 するKOVのきわめて重要な位置づけがここに  
 看取されるといえる。

第53表 KOV の発展過程 (1967~77年)

生産物	協業連合の数						国家購入分中のシェア(%)		
	1967	1970	1971	1974	1975	1977	1974	1977	
畜産部門	肉	19	94	94	112	115	100	—	—
	うち豚肉	—	74	74	87	88	70	54.1	66
	牛肉	—	20	20	25	27	30	14.8	28
	牛乳	4	83	83	90	91	79	51.8	67
	屠殺用家禽	—	} 14	} 14*	} 14	} 14	} 13	—	34
	卵	—						—	35
耕種部門	穀物	—	41	41	37	37	34	43.4	66
	砂糖・デンプン	2	30	30	33	33	27	50.5	66
	食用パレイショ	6	62	62	70	70	43	60.0	65
	果実	5	} 34	} 34 <sup>12</sup>	} 35	} 35	} 27 <sup>12</sup>	30.0	63
	野菜	—						22	15
	乾燥緑餌	—	—	—	—	5	不明	—	—
	観賞植物	—	—	17	(17)**	17	不明	—	—
	合計	36	358	375	391(408)	417	(323)	—	—

(注) \* 下記出典(3)では17となっているが、前後の関係から、出典(1)の数字をとった。  
\*\* 推測値。

なお一で示した部分はデータが与えられていないものである。

(出典) (1) *Zur Agrar- und Bündnispolitik...*, a. a. O., S. 138.

(2) H.-G. Schulze u. A. Trutzschler, Zur Kombination der Produktion landwirtschaftlicher Erzeugnisse und ihrer Be- und Verarbeitung beim Übergang zur Industriemäßigen Produktion in der Landwirtschaft der DDR, in: *wirtschaftswissenschaft*, Heft 6, 1976, S. 841.

(3) B. Scheuer, H.-G. Schulze u. G. Wolf, Die planmäßige Gestaltung der agrar-industriellen Kooperation — Bestandteil der weiteren sozialistischen Intensivierung, in: *Ebenda*, Heft 2, 1978, S. 164.

第53表はこうしたKOV結成の全国的動向を示したものである。もとよりドイツ・アボルダの例で示したようなKOVはむしろ最先進例で、後に検討するように、KOV自体にも発展水準の著しい格差が存在している。このことを考慮した上で、ここでは以下の点を指摘しておく。第一に、KOVの組織化がきわ

めて短期間に、しかも著しい速さですすみ  
 れたことである。1967年の36件から、69年初  
 めには全農業経営の20%をKOVに編入された  
 のを軽て<sup>136)</sup>、70年には一季に10倍の358件にも  
 達してゐるからである。当初の「徐々にKOV  
 を建設する」という方針とは対照的なKOV形  
 成の速さは、現場における著しい行政介入の  
 存在を裏書きするものに他ならぬ。69年4  
 ~5月のSED10中総でのワルトリヒトの突然  
 の、激しい批判によつて開始されたDDR農業  
 政策の「調整」はこの数字の中に淵源を看取  
 されるといふ。第一に、1975年を前後し  
 てKOVの新たな再編が開始されたことである。  
 「調整期」を経て徐々に数が増大してゐた  
 KOVは75年を前後して明確な減少に向かうか  
 、販売シェアは著しく高くなり、KOVの規模  
 の拡大が統合と軌とす再編過程に入り始  
 めたと思われるからである。この時期こそK  
 APの広範な形成からLPGPへの移行が開始され  
 た時期に相対し、DDR農業発展の新たな画期

を形成するものと思われる。しかし、これにもかかわらす第三に、KOVの組織化は部門ごとの著しい競争性を持ちこたえられたことである。74~77年のKOVの販売シェアで見ると、耕種部門の畜産部門に対する先行性がみられるとともに、畜産部門内部でも、74年には豚肉54.1%に対し、牛肉14.8%とかなりの差があり、さらにこれは地域的格差と結びついてきたからである。たとえば74年のKOVの販売シェアは県別にみると、豚肉では11~77%、牛肉では5~32%に分散していた<sup>(17)</sup>。

## (2) 工業的生産コンビナート KIM

JED7大会への報告でウヰルリヒトは、若齢牛・豚・家禽の肥育および卵・牛乳生産の領域で当時考えられる最高の科学技術水準で装備された近代的工業的生産施設の建設を幾つかのVEGで行うことを提起した。後にKIMと総称される工業的肉生産コンビナートの建設がこうして1967年に開始されたのであ

る。もとよりコンビナートは純然たる工業部門だけではなく、上述のように屠殺・加工などの食品工業部門でもすでに存在していたが、KIMは農業生産そのもののコンビナート化として全く新しい試みであった。その狙いは、当初はLPGやVEGの模範経営として、工業的生産方法への移行のモデルを提示することにとどまっていたが、第10回農民会議(1968年)では垂直的協業の重要な形態としての位置づけが与えられ、生産・加工・販売の合理的再編を通じて、大量・質の高い肉製品を迅速に消費者に供給すること課題とされ、とくにベルリンを中心とする大消費地(首都・東部・労働力集中地域)への供給も重視された<sup>(38)</sup>。

KIMはまず工業的畜産人民所有経営連合VVB Industrielle Tierproduktionに所属するVEGを母体として、VEBのコンビナートとして県レベルで組織された<sup>(39)</sup>(1976年以降、KIMの所属はVVBから県評議会農業食品工業部に

移した)。独自の飼料基盤を全く持たない工  
 業的畜産経営として、生卵・ブロイラー、七  
 面鳥・家鴨、牛・子牛の肉生産、豚の一貫生  
 産などで、通例1~2種の市場生産に特化し  
 た専門経営である。正確な数字は中村しむら  
 いかでいっせ、これまでに建設されてい  
 るものの大部分は家禽生産(卵・ブロイラー)  
 で、1972年に20(うち18が家禽)<sup>(40)</sup>、76年30<sup>(41)</sup>、77  
 年31<sup>(42)</sup>と推移してきており、若干の数の食  
 糧の不足があるが77年には合計1500人の生産労働  
 力を擁する卵生産32経営(消費者700万人を  
 対象)<sup>(43)</sup>と、これと重複しつつ合計3200人の生  
 産労働力を擁する鶏肉生産23経営(消費者800  
 ~900万人を対象)<sup>(43)</sup>が存在してゐるといわれる。  
 したがって家禽生産を中心に、大消費地へ  
 の供給を課題とすることから、大部分のKLM  
 は首都・早都・労働力集中地域に隣接して建  
 設されており、家禽の育種や肉牛生産の場合  
 に衛生学的条件や飼料条件の点で遠隔地に立  
 地する例もみられるようである(たとへば)

1 フランケンベルク県には肥育中のニッの KIM (Hohen-Wangelin と Ferdinandshof 立地)。

具体的な状況をベルリン近傍のフランクフルト県に立地する KIM (Hohen-Wangelin と Ferdinandshof 立地) の VEB KIM Königs Wusterhausen の例でみる(14)。  
この KIM はすでに 1967 年に設立されたが、1974 年 1 月 1 日から、フランクフルト県のベルリン VEB KIM Bernau とともにベルリンへの鮮卵および鶏肉供給の全責任を担うことになった。それ以前のベルリンへの卵の供給元は 5 県 34 郡にも及び、平均輸送距離 200 km、供給所要日数 29 日にも達していたが、この二つの KIM への供給に移行することによって、それぞれ 30 km、48 時間へと大幅に短縮され、鮮度の大幅改善が実現された。この KIM はベルリンの南西部の供給に責任を持ち、毎週の供給量、卵 251 万 2019 個、鶏肉 10 万 6549 kg であり、全ベルリンの需要の 76%、79% を充足する (1974 年(以下数字は全て同様))。労働力は 922 人にも達し、うち 3.1% が



大学卒、4.9%が専門卒で、5つの生産部門（鮮卵生産、鶏肉生産、屠殺場、調達・販売、技術）の55の労働集団 Kollektiv に分かれている。

生産過程は卵とブロイラーに大別され、1972年段階では次のように組織されていた。まず卵生産についてみると、このKIMは雛をスウェーデンのKIM Spenhagen から購入し、無窓式鶏舎（27万床）で126日間育雛し、その後、採卵鶏舎（67万6500床）に送り、500日を平均233個の採卵を行なった後、スウェーデンとして屠殺する。採卵期間が著しく短いのは500日を過ぎると産卵率と卵殻の強度が低下するためとされている。採卵は1日当たり23万個/日の稼働能力を有している。1974年の卵の生産能力は1億3705万個/年にも達している。他方、ブロイラーは4万8000床の種鶏舎で採卵・孵化が行われ、30万床の施設で育雛を行なった後、毎週6万羽が60万床の施設に送られ、ここで56日間肥育される。そ

してライニ当り1万8000羽/日、1.5秒に1羽の割合で屠殺され、清浄・加熱・包装・冷蔵を経て搬出されてゐる。1974年の鶏肉生産能力は6430<sup>ト</sup>年にも達してゐる。こうして恒常的従業員1人当りで7000トの生産7才<sup>5</sup>ント設備の下で、8万3564Mの年生産額を達成し、仰では7000人の需要を充足してゐるといわれてゐる(1974年)。

なお販売は、合計948にものぼる市場連合のスーパーマーケット・<sup>国産</sup>商業組織や消費協同組合の売店やレストラン・取次会社・個人商店等との間に外廊契約および販売購買契約が結ばれ、KIMの輸送グリッカーによって行われてゐる。

以上の例からも明らかであるように、KIMは従来のVEGやLPGの規模を遙かに超えた一大生産センターで、下消費地への供給という特別の課題を担う他に、スプレーンハイデンのよう<sup>15</sup>に、他のKIMに対してだけでなく全てのLPG・VEG・EGE/EBEに雞を供給すること

として DDR 全体の家畜育種センターの役割を果たしたり (1974年の DDR 全体の成鶏の $\frac{1}{3}$ がこの中心で再生産されている)、エーベルスヴァルプの豚コンビナート VEB KIM Schweinezucht- und Mastkombinat Eberswalde (ブランクホルト県、ベルリンの北方 65 km に立地し、1972年にベルリンの肉豚需要の $\frac{1}{3}$ を充足) のように、教育センターを中心として、工業的畜産技術の開発・普及のセンターの役割を果たしている<sup>(45)</sup>。したがって KIM は工業畜産の頂点に位置している。巨大な生産施設と最高度の技術および労働者を中要とすることから、その建設は一律には行われえず、特定の課題と地域に限定されながら進行するものと思われる。

### (3) RLN 体制の成立

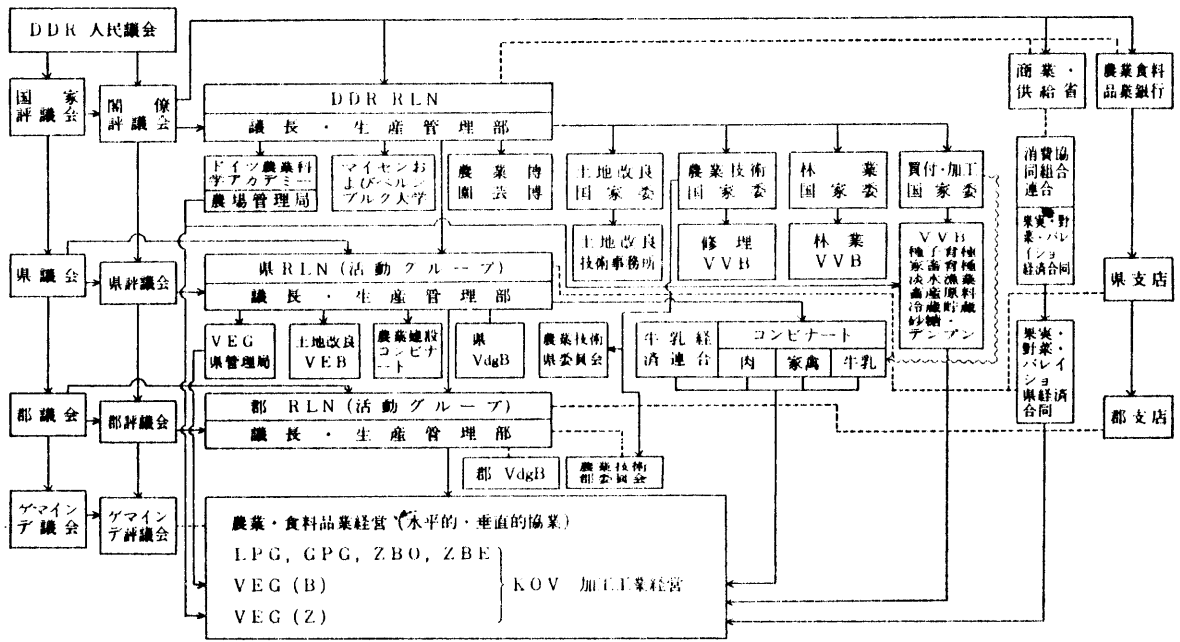
これまでに述べてきたような水平的・垂直的協業の発展 = 農業と食料品業の経済的分業制度の導入は必然的に指導・計画化制度の再編を伴った。すなわち 1966年の3県において

る試行をふたえ、JEDの大会で「農業評議会  
 は加工工業と商業の代表により拡大され、農  
 業生産・食料品業評議会へと発展するにこそ  
 合理的である。そこで折衷、農業・加工  
 工業・資材技術供給の指導が中央レベルで統  
 一的に配置されるという結論が生ずる<sup>(46)</sup>と指  
 摘されていたのを受け、第10回農政会議は  
 、農業評議会を関係評議会ないし県・郡議会  
 の機関としての農業生産・食料品業評議会に  
 発展させる時機が成熟したと決議した<sup>(47)</sup>（この  
 会議には加工工業・商業の代表が初めて参加  
 していった）。そして直後の1968年7月の関係評  
 議会決定にもとづいてRLN体制の全国的結成  
 が着手されたのである。水平的・垂直的協業  
 路線の政策的確立をふたえ、これを制度的に  
 保証するものとしてのRLN体制の成立は60年  
 代DDR農業政策の一つの到達点を示すことも  
 に、今日の農業政策の骨格が基本的に完成さ  
 れた点から見て一つの画期を形成したものと  
 みてよい（農業経営の類型の点でも、この

時期を前後して KAP や LPGP などを経過的にせ  
 り形成され、今日の諸類型が基本的に出現し  
 ている)。

紙幅の都合から、ここでは 2 ~ 3 の重要な

第 4 図 RLN 体制の骨格



(凡例) ———→ 指導ライン  
 ~~~~~→ RLN 議長の委任による指導・調整ライン  
 ----- 調整関係

(出典) Autorenkollektiv, *Ökonomische Geographie der DDR*, 1969, S. 394 f.

点の指摘にとどめておく。なお、指導体制に  
 ついて、基本的骨格は第4図に示した通りで  
 ある。中心的な変化は従来の三本立ての指導  
 機関すなわち、農業評議会—農業経営、関  
 係評議会—調達買付国家委員会、国民経済  
 評議会（工業省）—農産物加工工業からRLN  
 の指導下に統一されたことである。垂直的協  
 業の環か農産物の買付と加工の結合であるこ  
 とに対応して、調達買付国家委員会と加工工  
 業管理機関が統一されて買付加工国家委員会  
 と結成し、DDR・RLNの指導の下に修理・林  
 業を除いた農業・食料品業の全VVBを統轄し  
 、KIMや加工工業経営に対する指導機関の地  
 位を獲得したのがその主要な内容である。但  
 し、加工不要農産物の中にいる果実・野菜  
 ・食用にレインショは商業・供給者の管轄下に  
 おかれ、消費協同組合連合と果実・野菜・食  
 用にレインショ経済合同 *Wirtschaftsvereinigung*  
 が責任を負う。

計画化制度では1969年計画から、農業と食

料品業の統一的計画化を導入され、主要農産物の製品別計画化に移行することになった。農業と食料品業の融合と分野的再編という基本方向が確定したわけである。

次に経済的干渉については<sup>(148)</sup>、69年1月1日から畜産物の統一生産者価格を導入され、義猪供出・自由販売の二本立て価格制度が廃止されたことが指摘されねばならない。統一生産者価格は第54表のように、自由販売価格をいし、これを上回る水準で決定されたから、従来の供出量に対し、第一に、供出価格と自由販売価格の差、第二に、自由販売価格と統一生産者価格の差から余剰販売額が各経産の努力とは無関係に生ずることになる。従って、

表54 畜産物生産者価格 (M 100)

| 生産物          | 1968年 |                                            | 1969年                |
|--------------|-------|--------------------------------------------|----------------------|
|              | 供出価格  | 自由販売価格                                     | 統一価格                 |
| 乳牛 (屠殺価値C)   | 158   | 285                                        | 380                  |
| 豚 ( " )      | 220   | 519                                        | 500                  |
| 牛乳 (夏期・冬期平均) | 27.90 | 67.40                                      | 76                   |
| 卵(100個)(夏期)  | 20    | 28.57 <sup>(1)</sup> ~34.29 <sup>(2)</sup> | 30.86 <sup>(3)</sup> |
| " (冬期)       | 23.42 | 37.15                                      | 36.57                |

(注) (1) 3月21日~6月21日。  
 (2) 6月22日~9月25日。  
 (3) 3月21日~9月30日。  
 (出典) S. J. d. DDR, 1970, S. 344.

二、部分は差額地代と考へられ、国庫への返還額 Rückführungsbetrag とし、各経営毎に査定された準税金として徴収されることになった。その結果、名目上の価格引上げはあったが、実質的には価格水準は変わらなかつたといつてよい。しかし、価格制度の一本化は経済計算と容易にし、個別経営のより正確な経済力把握を可能とし、計画化を改善することに役立ったといわれる。その際、次の2点に注目しておきたい。第一に、新生産者価格は「使用価値 Gebrauchswert」に対応して設定され、次の生産・販売段階が考慮されることになったことである。換言すれば、生産者側の条件（例えば労働単位の評価）だけでなく、需要側の要求が考慮されることにより、最終消費者から第一次生産者に至る価格水準要求は生産物の流れとは逆方向に設定され、制限された形ではあるが、価格形成に与える市場力も下への導入の方向が示されたのである。第二に、このことの一つの表現として、最終生



産者や農産物購入価格を基本価格の5%の枠  
内で契約にもとづいて変更する権利を獲得し  
、価格形成に流動性が与えられたことである  
(上述のKOVプログラム・アボリションの例を参  
照された)。

さらに1967~68年に導入された生産増  
加プログラム制度や生産・蓄積向上用価格、  
1ルマティ - プ割増制度 System von Preis- und Normativzu-

schläge für den Zuwachs an Produktion und Akkumulation

に変更されたこと指摘される。前者はkg GE/ha  
LNで示された経営の生産増加全体に対してプ  
レミアムが支払われ、百貨店生産を即表して  
いたとの認識にもとづいて、後者は個々の農  
産物ごとに追加生産に対して価格割増を与え  
ることにも、牛乳・屠殺・用畜・羊毛の生産  
への専門化を進めようとする場合にはこれを2倍  
化するにとらえて、経営の専門化と結合し  
た経済的干渉の体系を導くこととされている。  
また蓄積を促進するために予定蓄積率11%以  
上(自然条件が悪い場合は5%以上)の経営

に對し果進的に、100 M の蓄積増加に對して  
5 ~ 35 M (自然条件が悪い場合は40 M まで)  
の1ルマ子、一割増が支払われることにな  
った。

なお、1971 ~ 72年には、たとえば上述した  
差額地代の作用を抑制するたに導入された  
いた過渡的解決としての「返還額」や、さ  
らに LPG III 型から、経営の純所得 Brutto-  
einkommen を基礎とした「経済的に基礎づけら  
れた税 ökonomisch begründete Abgabe」に移行して  
、生産物基準の差額地代の再分配方式から所  
得への課税による再分配方式へと経済的誘導  
の一段の深化が示されたことと付記しておき  
たい(150)。

## [2] KAP の提起と「調整」

R/L/N 体制の結成を決議し、垂直的協業路線  
を最終的に確定することには第10回農長会議の  
一つの意義があったとすれば、もう一つの重  
要な意義は水平的業の領域において、従来の

KOG 九ヶの之の発展構想の分野的再編の方向が打ち出されたことであろう。すなわち1967年の農業博覧会では、農業における ZGE の高い投資効率・労働生産性、近代的技术・科学の適用に導くことと指摘し、ZGE の規範な発展を強調して来た<sup>15)</sup>。事業第38表で見たように68~69年にかけて農業 ZGE / ZBE の急速な展開が示されている。しかし対応する耕種部門において飼料自給基盤の拡大に伴う限り、早晚隘路に逢着することはい明らかであった。67年末から68年前半にかけての幾つかの実践をふまえて、第10回農民会議で川口が注目すべき発言を行った。「農業の個々の部門において、工業的生産は種々の集積段階と協業連鎖への独特の融合を要求するから、将来においてこれらはもはや旧来の農業構造の大経営の中に結び合わせることはできない。徐々に植物生産と動物生産の様々な部門に対して、相対的に一層自立した大生産単位が発展する。部門内部ではこれをさ

らに之を、操口生生産段階や一定の労働過程  
 程に対して専門的生産単位が形成される。其  
 れら合之はこれらへ生産単位の部門に、互に  
 し一層の融合と結びつけられる。……と  
 くに植物生産の発展した協業では協同組合員  
 と農業労働者はすでに、工業的植物生産は相  
 対的に自立した生産単位として最も合理的に  
 組織・指導されること、これは商品・貨幣関  
 係を媒介として諸経営の動物生産部門や対応  
 する食料品業の部門と最も組織的かつ活発に  
 結合されうるものであることを示してゐる<sup>(52)</sup>。  
 つまり、幾つかの LPG や VEG を包括した KOG  
 自体は耕種部門と畜産部門の包括的な統一的  
 生産単位に発展せよという従来の構想は、  
 より拡大された規模での自営生生産の再現に  
 導きかねないという東徳認識をふまえて、KOG  
 全体としての統一性を維持しながらも、農業  
 諸部門の集積段階に対応しながら相対的に自  
 立的な生産単位 *relativ selbständige Produktionseinheit*  
 の形成によって専門化を押し進めようという

のである。換言すれば、KOG 丸々一丸の統一  
 的生産單位の形成から、KOG 自体を分野別に  
 再編して、部門毎の生産單位形成へと戦略目  
 標を転換したことに他ならない。そして、今  
 の際、環として認識されたのが「専門化し、  
 集中化され、生産物に結びつけられた（植物  
 生産部門の）協業的生産單位 *kooperative*

<sup>152)</sup>  
*Produktionseinheit*」であった。これ以後に KAP と総称  
 される協業的植物生産部であった。KAP の検  
 討は次の V で行うとして、ここではそのした  
 戦略目標の転換の背景を二、三指摘しておく  
 たい。第一に、畜産 ZGE/ZBE の従来の見解の  
 枠をこえて、専門化・集積の効果とあつたこ  
 とが挙げられる。しかし、これは一層耕種部  
 門とりわけ飼料生産部門での生産力発展を要  
 求し、その発展に支えられたい限り ZGE/ZBE  
 自体の発展ははかれたい隘路に逢着した。第  
 二に、KOG における協業の中核をなした耕種  
 部門では大型機械の共同投入を軸とした共同  
 労働を開始され、生産力・生産性向上に大き

<貢献>した反面、機械利用は個別LPGの土地  
 所有・利用の枠内にとどめられ、機械利用に  
 最適な圃場規模・輪作体系の間の矛盾が先進  
 KOGで顕現しはじめた。そこで第三に、  
 最も基礎的要因として、E512をはじめとす  
 る大型機械の一貫体系を開発され、逐次投入  
 されていったことが指摘される。その中核と  
 なるといわれるキイ機械E512（大型コンビ  
 ン）についてみておこう<sup>(53)</sup>。

DDR農業のアキレス腱の一つは従来も今日<sup>(54)</sup>  
 も収穫期の労働力不足であるといわれていた。  
 とくに夏から秋にかけての気象条件に恵まれ  
 ないDDR農業にとって、短期決戦と余儀なく  
 される収穫期のロスや生産性向上の極措であ  
 った。耕種部門の中心である穀物についてみ  
 れば、60年代の生産方法では最良の場合でも  
 必要総投下労働時間の2/3、20時間か収穫期  
 労働に充当されてきた。E512はまさにこの穀  
 物の収穫労働に決定的な影響を与えているもの  
 として開発され、1967年の実験投入を経て、19

68年からの本格的に投入され、69～70年に旧来の  
 のコンバインを凌駕する投入台数に到達する  
 のである。E512は作業幅5.7m、作業量5kg/  
 sec、走行速度3～4km/hの能力を持ち、1セッ  
 ト5台の投入で最適利用され、収穫労働時間を  
 8時間/haに短縮可能であった。しかし、そ  
 れに付随して5台のトラックの組作業が不可  
 欠であり、貯蔵過程の連繫を中要としたこと  
 の、コストの面からみた最適投入面積は1750ha  
 、圃場規模は90haを要求した。KOGゲル7、  
 ヒ・グレー7、ヒ・ヴェル7、ヒ（ハレ  
 県ゲリン郡）の例では、1969年に、平均圃  
 場面積230～350ha、総収穫面積3050ha以上  
 で最高実績をあげたとおられてゐる。したが  
 って、E512を初めとして相次いで完成され  
 、投入されてきた穀物・ビレイショ・ビー  
 トの大型機械一貫体系はKOGの内部における  
 土地利用秩序の根本的再編——LPG・VEG単  
 位の土地利用秩序をKOGとしての統一的土地  
 利用秩序に再編することを中心化するこ

好ったのである。そのための過渡的解決として、KOGの全農地の統一的利用主体の形成＝相対的に自主した植物生産単位としてのKAPの形成であった。ここにはDDR農業の新たな発展方向が確定した。それは水平的協業としてKOG化を一層進めつつ、KOG自体を耕種部門＝KAP、畜産部門＝ZGE/ZBEとして分野別に再編し（ZGE/ZBEの位置づけの変化に注意）、垂直的協業としての製品別KOV化に結合するものであるといっている。この際1968年10月のJED9中総では協業の重点がKOV形成におかれ、KOG形成はそのための措置との連関で位置づけが行われた。

こうして1969年初頭に至るまで、「協業が」の *Cooperations boom* 』と呼ばれる「高揚期」が訪れた。数字の上でその実態を再度確認しておく。1969年初頭にはすでに半数以上の経営がKOGに編入されるとともに、経営数の $\frac{1}{6}$ 、農地の約 $\frac{1}{5}$ がKAPになった。これに準ずる協業組織で耕作されるに至った。さらに



農業 ZGE/ZBE は 1967 年 299 経営から 1969 年 622 経営に激増した。また、1969 年初頭までには全農業経営の 20% が KOV に組織され、KOV の数は 1967 年 36 から 1970 年 358 に激増した。1961~67 年 (6 年間) に LPG の経営数は III 型 6.6%, I・II 型 38.3% 減少していった。67~69 年の僅か 2 年間で III 型 4.9% (294 経営), I・II 型 41.3% (2943 経営) という著しい減少をみた (68 年に III 型の経営数も I・II 型の数を超えた)。この数字に示されるように、KAP・ZGE/ZBE への分野別再編の急激な KOV 形成と結合されたこと、I・II 型を中心とする LPG の急速な合併・吸収を基礎として強力に押し進められたこと、明らかなであろう。だがこれは農業生産現場の実態や発展水準、農民の意識を無視した行政的方法によってのみ達成されたに過ぎなかった。DDR 農業はここに最大の「調整期」を迎えるのである。

1969 年 4 月 28~29 日に開催された SED 10 中総会がこの転回点となった。同会議の結語で

ルフリヒト<sup>156)</sup>は4月23日付の党機関紙 *Neues Deutschland* に転載された一つの手紙を肯定的に引用しながら激しい口調で批判をはじめた。手紙は、ハレ県ガーンデルハフゼン郡の LPG ヴォルフナーシュテット の党書記らから、ハレ県の SED 機関紙 *Freiheit* に投書したもので、郡生産指導部の余りに性急な画一的行政指導——御業や始められたならばすぐに御業的植物業に移るべきだ。共同技術投入・共同耕作および整地グリハーンなどは多くの費用がかかるだけで効果が少ない。全て（完全御業）が無駄という指導——を批判した内容であった。しかし、今回は問題が一地方にとどまるものではなかったのである。このルーフリヒトの同会議で批判したのが SED 理論誌 *Einheit* (1969 年 4 月号の ヴィルジフヒ論文<sup>157)</sup>) や SED の農民向け週刊紙 *Neue Deutsche Bauernzeitung* (1968 年 4 月 18 日号) であったことに示されるように党中央を含む全国レベルでの大々かりな批判、自己批判に発展したからである。

のル・ガリヒトの批判は相互に複雑に絡みあ  
っていたが、大略次のようなものであった。

第一に、協業関係の形成はそれぞれ経営  
の物質的・財政的条件に応じて、行政的方法  
によつてではなく自由意志にもとづいて、画  
一的な道によつてではなく多様な道によつて  
、一斉にではなく徐々に行われねばならない。  
しかし現実にはこの方針からの離反は著  
しいものであった。たとえばグリユ-ネベ  
クが言ふ、KOVにおける協業は農業と食料品  
業の統一的計画化・指導の必要性と分離され  
えないから、ポイント-1の選択は無条件に自  
由ではありえないとしていた(158)、現場ではさ  
らに拡大解釈され、KOV最終生産者や地方機  
関幹部によつて、農業経営の意向を無視した  
KOVへの編入が強行された。さらに重要な投  
資も行われず、十分な生産手段の準備のない  
ままに、協業関係の結成・深化を要求する性  
急さが存在した。「KOVの影響も、とくに最  
終生産者の機能の利用が多くの連合では余り

にも中、くりとしか発表して「なる」<sup>159)</sup> という  
 ゲリユ一ネベルクの発言や、「KOGとKOVが  
 しぼしぼ互いに孤立して発表して「なる」をただ  
 ちに克服しなくてはならぬ」<sup>160)</sup> というゲイル  
 ジョットの発言はKOGとKOVの同時的結成、発  
 展へのという困難な課題をとりわけ農業経営に  
 押しつけることに導いた。ゲリユ一ネベルク  
 自身の次の発言は「このことを如果に自己批判  
 したものであろう。「中米委員会」は協業と行  
 政的な方法で発展させた。農民を既成の事  
 業の前に拘束する……」<sup>161)</sup> というを実際に行われ  
 た試みに反対した。中米委員会への批判は、契  
 約関係による規定されるのではなく、行政  
 的措置による最終生産者やKOVという隠蔽  
 手段の下で協同組合の再生産過程に介入し、  
 LPGに禁治産宣告を下すようなKOVの結成に  
 対して向けられて「なる」<sup>161)</sup> した。先の手紙に  
 示されるような協業形態の多様性・諸発表水  
 準に対する画一主義的対応も存在した。

第二に、協業の中心は多面KOG結成におか

れるべきであり、KOVの過度の強調は誤りである。ワルターヒトは「イルジツヒの先の発言が「一直線に垂直的協業に向かっている」と断定し、これを批判して、KOGとKOVの性格の違いを強調した。農業生産はあくまでKOGで行われるべきであり、そこではLPGの総会・幹部会が最高組織として存在し、協業評議会KORが独自の機能を有している。KOG内部における諸経営の協業的結合はKOG～KOVの間で契約関係とは異なり、KOVやLPG総会・幹部会・KORの地位に着くことはできない。KOVのKOGに対する指導はあくまでも経済的リンクを媒介としたものに制限されるべきである」というのがそれであった。この批判はKOVととりわけ最終生産者の決定的地位を強調する見解に向けられていた。たとえば、ワルターヒトは、KOVからの協業連鎖の完成と専門的生産単位の形成に向けて決定的な刺激が發生するから、KOVととりわけ最終生産者は農業経営の計画化に直接に介入する権利があるとした。

元銀とこれら指摘を行っていったし<sup>(162)</sup>、シュテ  
 ーグも「最終生産者の協業関係の全体の  
 体制における一は『頭 Kopf』である<sup>(163)</sup>」と  
 していった。垂直的協業の形成か水平的協業の  
 形成を促進する面や大きさとして、農業經  
 営の発展水準・農家の意識水準を考慮すれば  
 水平的協業の先行性が重要なことは明らかで  
 あるといえる（資本主義諸国における農業  
 の垂直的インテグレーションでの加工経営と  
 農家経営の関係を想起された）。農業生産の  
 協業化は必ず KOG の内部において、自主的に  
 進められねばならないということであった。

第三に、KOG における部門別の統一的生産  
 単位の形成はあくまで相対的に自主したもの  
 として行われるべきであった絶対的に自主し  
 たものとしてではない。KOV の最終生産者の  
 KOG の再生産過程への極端な介入や基礎的生  
 産組織たる LPG や VEG の計画化・指導機能の  
 制奪であったとすれば、KOG 自体の持つ固有  
 の二律背反——参加経営の法的・経済的自主

性と KOG 等へし KOR の統一性、自主化への志向との矛盾は参加経営の自主性の希薄化として進行した。このポリヒトに上れば「明らかに多くの同志たちは、近代的科学・技術の発展と主要生産部門の組織化は KOG における主要生産部門が独立の経営に発展するよう解釈されるべきであると考えている」が、彼の第 8 回農民会議での定式化は「主要生産部門の課題を遂行する限りでの自主的単位である。しかし、指導は LPG の模範定款にもとづいて行われる」というものだといふのである。敷衍していえば、この年の 1 月 1 日にバールシュワット協業体で LPGP, LPGT, VEGT が KOG から自立した独立の経営体として結成されたが、*Neue Deutsche Bauernzeitung* や *Neues Deutschland* がこの事例をきわめて積極的に報道しはじめ、多くの幹部たちも KOG からの独立経営体の創出が現段階の主要発展方向と考えているが、それは誤りだといふのである。しかし注目すべき点は彼の次の指摘であろう。「一定の

条件の下で決定を促して進むようなKOGが存在するとはありうる。しかし、社会主義の発達した社会制度の我々の現在の条件に對した発展段階を促して進むならば、こうした幾つかの専門経営によって他のLPGにおけるKOGの発展が阻害されることか生ずるだろう。つまり、バルシュワットのよ様な発展はさわめて良好な、特殊な条件の下でのみ可能なのであって、それを一般化するとはできない。現段階は「ブーラー」や「ボデー」の例のように、主要生産部門がKOGの枠内であり、KORが存在し、LPGの幹部会や總會が決定する、相対的に自主した主要生産部門の形成 = KAPやZGE/ZBEの形成が主要課題であるというのである。さらなるように、この提起は  $KAP (ZGE/ZBE) \rightarrow LPGP (LPGT)$  という発展方向を促すのである。当面の戦略目標をKAP (ZGE/ZBE)の形成に据えるということであり、発展のスピードを制御したものであるといえよう。



よして第四に、近代的技術や工業的指導への移行にあたって不可欠の幹部は LPG の 農民・労働者の教育・再教育によって確保すべきであって、高等教育を受けた専門家や技術者も安易に登用すべきではない。この批判はとくに KDV の KDG への介入と関連させて行われていたが、現場の実態を知らないテクノクラート層による机上の理論にもとづいた LPG 支配の発生しつつあることへの批判であると思われる。後の SED 8 大会で否定されるのだが、このポリシーは、LPG や KDG においてこそ社会主義的人間共同体 *Menschengemeinschaft* の発展するとして、その独自性を強調したものである。

以上において明らかのように、10 中総によって開始された「調整」は従来の基本目標を変更するものではなく、現段階における重点を KAP (ZGE/ZBE) 形成と定め、KDV の過度の強調と指導的地位に歯止めをかけたものであって、全体としては発展速度の緩和を主内

答とするものであったといつてよい（批判の  
 重点は明らかにKOVに向けられていた）。その  
 際、二つの外的条件が背景として考慮されよ  
 う。一つは1968年8月20日の千工コ事件であ  
 る。千工コの教訓は、DDR農業政策において  
 、協業促進への過度の行政介入批判として影  
 を落としてくるものと思われる。もう一つは  
 天候不順の問題である。68年末～69年初頭の  
 寒波はDDRに深刻なエネルギー不足をもたらし  
 し、69年の国民経済計画の遂行と困難にする  
 程であったし、さらに69年夏の旱魃、70年春  
 の天候不順はDDR農業生産の重大な後退を招  
 来したからである。たとえば穀物生産は68年  
 783万t（最高の豊作）から69年692万t、  
 70年646万tへと激減し、レイシヨ生産は  
 68年1264万tから69年883万tへと落ち込ん  
 でいた。したがって、協業政策促進のキーポ  
 イントの、これらの外的条件と結合して、  
 協業政策自体の正否に直結しかねない情勢に  
 あったのである。内容上の変更ではなく、方

法の変更は予定通りにもおこなわれず、「調整」が大幅に外に行われたのはこれらの点をも背景としていたものと思われる。

## V 工業的生産方法の導入期

— KAP と ZGE / ZBE の展開期 —

( 1971 ~ 75年 )

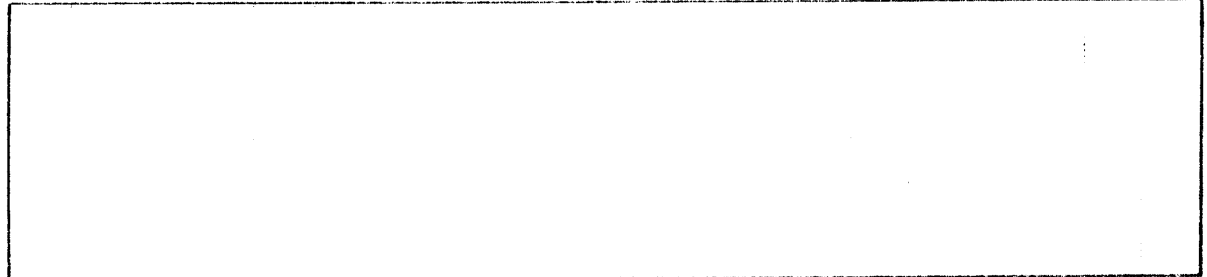
### (1) 協業路線の展開

この70リヒト時代からホーネーカ時代への移行の幕あけを告げた SED 8 大会 ( 1971 年 6 月 15 ~ 19 日 ) は、従来の協業路線を基本的に継承するとともに、翌年の第 11 回 DDR 農民会議 ( 1972 年 6 月 ) でその具体化が行われた。党大会では<sup>164)</sup>、「農業生産の集約化に因りて、生産の増加が主として近代的生产手段の導入によつて決定される段階に到達した」、<sup>15</sup>「工業的生産方法への移行は農業の将来を決定する過程である」とされ、工業的生産方法の本格的導入が示唆された。これはすでに述べたように大型機械一貫体系の技術的完成とその投入開始を背景としているだけに、現実的重きをもった規定であったといえる。しかし、「明らかとしように、専門的大生産単位の形成と工業的生産方法の導入は今日から明日にかつ

「解決されるものではなく、一つの長期的  
 過程である」とされ、発展速度についての慎重  
 な態度が注目される。さらに、その際の具  
 体的過程は従来通り、水平的・垂直的協業に  
 よって担われるとされてきたが、どちらが重  
 点とするかについては明言されてない。二  
 の点は才11回農林会議でも同様である。た  
 才一に、農林会議の決定<sup>16)</sup>の言及の程度が  
 りみで、才二に、才2に才53表24のよう  
 に、この時期までに今日存在するKOVの大部分  
 が形成されておき、当時の課題はKO  
 V未結成地域との若干の新設と既設KOVの対  
 象地域の拡大および協業水準の上昇におかれ  
 ていたことからみて、水平的協業が重点とさ  
 れていたと思われる。

さらに、この水平的協業について農林会議  
 は注目すべき指摘も行っている。これに  
 よれば、専門的な生産単位への移行はまず、  
 技術の共同購入・投入や一定の生産物の共同  
 生産と、単純な協業形態を植物生産で先

行的に形成する一とやの開始される。次に、  
 二、単純な協業形態から、多くの社会主義経営  
 者が土地を共同経営する。相対的に自主した  
 KAPが徐々に発展する。これでは参加経営は  
 自らのフオードからの参加者多くの手段を共同投  
 資用に提供する。そして、集積、専門化、分  
 業の発展によって専門化されたLPGPやVEGPが  
 形成され、ZBE形態も可能であるとされたので  
 ある。さらに、動物生産とも、植物生産と  
 同時に進むべく、また、同程度ともなうか、  
 こうした過程を展開すると規定された。すな  
 わち、水平的協業の領域において、第一に、  
 植物生産の先行性が明瞭に指摘され、第二に  
 、到達点としてのLPGP (LPGT) やVEGP (VEGT)  
 が認知され、これへの過渡形態としてKAPや  
 ZGE/ZBEが位置づけられたのである。こうし  
 た規定を基礎として農民会議は当面の重点を  
 KAPやZGE/ZBEの形成にあるとみて、第一に  
 、協業組織体KOE (ZGE/ZBE) の『新模範定  
 款』草案の討議を呼びかけ、第二に、KAPや



ZGE/ZBE における統一の報酬制度の導入を提  
 案し、才三に、KAP や ZGE/ZBE における共同  
 フォード形成を提案することになった。た  
 ら。これらの草案も提案は大会での討議を  
 経て、1972年中に相次いで決定され、公布  
 された<sup>(16)</sup>。そのように、調整期に於いて、一  
 般化を否定されたに似て、ルシエラントの経験  
 は、その後の発展過程の中で DDR 農業の一般  
 的發展方向として認知され、水平的協業は相  
 対的に自立した命野別の再生産単位形成を  
 経て、法的・経済的に自立した専門的経営体  
 = LPGP (LPGT)・VEGP (VEGT) に再編・統合さ  
 れるという政策的展望が与えられた訳である。  
 その際、工業的植生生産の基礎として、農業  
 化学セーグ - ACZ の重要な役割が強調された  
 如く、これは後に植生生産農工結合体 AIVP への  
 LPGP・VEGP の編入という 1975 年以降の新しい  
 発展段階への礎石として注目されねばならな  
 い。さらに KOV に関しては、KIM を軸として  
 高度の集積・専門化が達成された家畜生

産で経済連合の結成を提起した。

そこで以下では協業組織体の『新模範定款』の意義とKAPの構造、ACZについて検討しておこう。

## (2) 『新模範定款』の意義とKAPの構造

『新模範定款』段階での協業組織体KOE（広義）は独立の法人としてのZGE/ZBEと、相対的に自立した非法人のKAPとに大別でき、前者は『定款』で明確に法的に規定され、後者はその準用を受けるという関係にあった<sup>167)</sup>。

『定款』で規定されたZGE/ZBEはZBOやACZなどの補助部門経営とともに農業経営の全部門を包括することになった<sup>168)</sup>。植物生産のZGE/ZBEは実際には例外的な場合に限定されて組織化されたにすぎない<sup>168)</sup>。農業経営としてのZGE/ZBEは主として畜産部門で組織された<sup>169)</sup>。したがって、農業経営の分野別再編は耕種部門 = KAP, 畜産部門 = ZGE/ZBEとして行われた。



といえる。そこで『定款』における ZGE/ZBE の規定について、その特徴点を簡単に検討しておこう。

才一に、『定款』では ZGE/ZBE は補即部門だけでなく、農業生産その他の場合も含めたあらゆる分野についての統一的規定を与えられ(才6条才1項)、特に畜産における主要生産部門形成の一つの重要な過渡的組織形態へと位置づけが高められた<sup>16)</sup>。これはすでにみたように、1967年以降の畜産 ZGE/ZBE の役割再評価と戦略的地位の引上げの帰結とみられる。

才二に、『定款』では ZGE/ZBE は「独自の指導・独自の経営計画・独自のフオンドを持つ、専門化された、一層工業的に生産する生産単位」(才2条)であり、『定款』の郡評議会への登録によって法人としての権利能力を獲得するものとされている(才72条)。この点は従来の協業組織体の『模範定款』でも基本的に同様であったが、実際の ZGE/ZBE に

け様々の「ファミリー」も存在して来た<sup>(170)</sup>。たと  
 えば、ACZ などに見られるように法人として  
 自立した組織体もあれば、バニルシュテット  
 で見られたように、法人として自立しつつ、  
 それ自身法人化した KOG に編入され、全権代  
 表は KOK により指導される場合 (ZBO)、  
 さらに非法人で KOG に編入され、KOK の指導  
 を受ける場合 (混合飼料工場) などや補助部  
 門や畜産部門を問わず存在して来た。しかし  
 『新模範定款』では全々の協業組織体 (KAP  
 など一部を除いて) が独立の法人として統一  
 的に規定され、生産・労働過程の分野別再編  
 が法的に自立し、自ら計画し、独自のフォ  
 ンドを持って指導される独立の経営体によ  
 り担われることが明確化されたといえる。その  
 際、フォンドについてすれば (i) 基本手段・流  
 動手段・投資フォンドの不可分性が明記され  
 たこと (才 49 条才 2 項)、(ii) 利潤の一部が共同  
 フォンドに毎年計画的に編入されると規定さ  
 れ、例外的な場合を除いて利潤の不可分性が

明記されたこと（第50条、第56条）、により、従来の『定款』にもこのZGE/ZBEよりも参加経営からの自立性が著しく高いられてゐること注目される。

次に、『新定款』でもZGE/ZBEは従来の全権代に相当する協業組織体評議会 Rat der KOE を媒介として、参加経営の統制下に置かれてゐるが、参加経営の最高機関（LPG 総会など）から協業組織体評議会へ、さらに協業組織体評議会から協業組織体責任者への権限の移譲が進み、従来の『定款』段階よりもZGE/ZBEの自立化傾向が深化してゐる。『新定款』によるZGE/ZBEは協業組織体評議会と協業組織体責任者と指導機関としてゐるが、前者が最高機関であると明記されてはゐない。また前者についてみると、(i)評議会の構成員が参加経営の全権代表者の他に、協業組織体の従業員代表へと拡大され（第24条）、(ii)評議会への決定の発効や、定款の変更、ZGE/ZBEと参加経営との間の契約の締結・遂行を除く

ては、参加経営の最高機関の決定・承認を条件とし、このことにより、この指摘される（才24条）。後者についてみると、(i)責任者は評議会への提案にもとづいて郡評議会により任命・解任されることになり、(ii)国家機関の関与の領域が拡大することにも（才18条）、(iii)ZGE/ZBEの事業上の運営を行う責任者は評議会議長を兼任し（才25条才1項）、更に(iiii)郡評議会への同意を必要とするが、主任簿記係への任命権が責任者に与えられることにより、従来の全権代→幹部会→責任者というヒエラルキー構造は否定され、責任者への権限集中が進んでいるからである。

以上において示されるように「新模範定款」の意義は、着差部門の分野別再編方向の重要な組織形態として法的・経済的に相対的に自立したZGE/ZBEを法制化したことにあるといえる。ここで、一つの組織形態としてのZGE/ZBE→LPGT (VEGT) という発展の一歩は、その裏面に、集積・専門化を進めて

きた旧来の LPG ( VEG ) → LPGT ( VEGT ) とい  
う発展コースを同時にせよ、跟行的にせよ  
内包してゐるからである。また、相対的に自  
立したといつたのは、法人として自立して  
いながらも、依然、参加経営による協業組織  
の枠内に留まらざる限りにおいてである。  
次に検討する KAP よりも自立化の程度は高  
い。単独の個別経営たる LPGT ( VEGT ) へは  
脱皮してゐるという意味においてである。

次に次に KAP の構造について検討して地  
二う。同じく協業組織体でありながら、KAP  
の明確な法制化が行われなかったのは、畜産  
では土地所有の制約が相対的に打たれ、また  
、段階生産の導入が容易であるために既存 LP  
G の特定生産段階を一部門を分離、集中し  
た ZGE / ZBE の結成が容易で、これによつて集  
積・専門化を進めやうのに対し、耕種部門  
の協業は何より土地所有、利用の根幹に関  
わり、段階生産の導入が容易ではなかつたこ  
ととづいて、全農地の統一の利用を不可避と

するが故に既存の LPG の構造の根本的再編に  
 導くこと。したがって、KAP の形成はそれな  
 らの条件に応じて多様な形態で行われねばな  
 らないことと背景としていえるものと思われる。  
 これ中え、KAP には協業組織体の『新定款』  
 が準用されるとはいへ、<sup>(1)</sup>「イテオロギ一的・  
 幹部的・経済的・物質技術的・組織的前提が  
 十分である場合」にはその機械的適用が戒め  
 られ、性急な転成が禁止されているのである  
 (『定款』に関する閣僚評議会決定、第 3 項)<sup>(2)</sup>。  
 したがって KAP は参加経営により締結された  
 協業協定と直接の法的基礎としてゐる。

さて、KAP の基本的性格は KOG に結集した  
 諸経営の農地を共同の生産手段と労働力で、  
 統一的指導体制の下に通年的に耕作する・参  
 加経営からは相対的に自立した生産単位であ  
 るが、発展段階に応じて様々の形態が存在し  
 ていた。しかし、ここではその一つ一つの立  
 ち入る余裕はないので基本的特徴についての  
 接触はすることにする<sup>(3)</sup>。

第一に、KAPの組成について。KAPはKOG  
 での協業の発展をふまえて組成されるから、  
 KOG組成の場合と同様にLPG組合員総会や  
 しVEG支配人による、(i) KAPの組成自体に  
 ついて、(ii) 協業協定について、(iii) KAP評議会（  
 後述）への代表の選出についての決定にもと  
 づいて組成される。

第二に、参加経営の権利義務について。参  
 加経営は協業協定にもとづいて、共同利用の  
 ために必要な生産手段・労働力・サービスを  
 提供し、自己の経営内へ決定が他の協業に  
 トナーに及ぼす影響を考慮し、協業の目標・  
 原則に抵触しないようにしなければならない。  
 権利はKOGで与られたものと大差なく、参加  
 経営は規模・人数・経済力に関わりなく平等  
 の権利を有するとされる他、KAPの共通  
 所有やその他の資産を共同利用に提供さ  
 れた生産手段をKAPを通じて利用すること  
 でき、固有の持分を自己の総資産の一部とし  
 て自己の決算書に示すことができる。

才三に、KAPに於ける所有・管理の法的関係に  
 ついて。才一提供する土地・基本手段・流動手段  
 ありては、提供の範囲と方法は、(i)土地では才一に機械化耕作の可能な作物  
 作付に適した土地を出发点として(耕地の一部)、耕地全体、牧草地を含む全農地へと  
 提供の範囲が発展段階に対応して拡大される。(ii)基本手段は参加経営の経済力を考慮して、  
 KAPの主要とする全ての既存の手段が提供され、価値評価が行われる。基本手段に立脚す  
 る信用はKAPが引き継ぎ、償却する。それと  
 とくくに草地比率が参加経営間で著しく異  
 なる場合には農地/牧草の基本手段提供額  
 が異なるが、この場合には才一、基本手段に  
 立脚する信用のKAP引き継ぎ額を差別化するこ  
 とにより、均衡が計られ、それと相消され  
 る一時には、将来の共同投資実施の際に提供  
 額を差別化するこが検討される。さらに、  
 例外的にはKAPの参加経営に対する利潤分配  
 の一部が清算に振り回されるこもあるが、



実際には参加経営における畜産部門の発展を  
 考慮して、しばしば付加的負担となる清算の  
 要求されたいこともある。(iii)流動手段は多く  
 の場合、農地/畑当りの統一的提供額にもと  
 づいて提供される。この手段は通例1経済年  
 度で消費されてしまうことから、不足額は協  
 定にもとづいてKAPの最初の経済年度終了時  
 までに清算が予定される、そこで、こうして  
 提供された土地・基本手段・流動手段の法的  
 権利関係について見ておこう、土地に対する  
 所有権は従来のまま組合員におかれ(VEGで  
 は人長所有のまま)、KAPはLPG組合員総会決  
 定にもとづいて組合員の土地持分に対する利  
 用権を獲得する。基本手段と流動手段はKAP  
 の発足段階に応じて二つの場合が存在する。  
 才一の段階は所有権が既存のパートナーに従  
 前通り維持され、KAPが共同利用権を獲得す  
 る。才二の段階は参加パートナー間には共同  
 利用権だけではなく共通所有権 *gemeinschafts*  
*Eigentumsrecht*<sup>(193)</sup> が発生し、内部関係において参加

経営の持分の明記が可能である。この場合にも KAP は提供された生産手段の所有者になるのである。利用者 = フォンド保持者 *Fondsinhaber* になる。KAP は法人であるから対外的関係において参加パートナーの名義で代表されるのである。フォンドは共通フォンドとして示されるが、対内的には発起水準に於いて、個別経営と同じような種類のフォンドを固有のフォンドとして形成する。

次に生産物（現物）の分配に関する法的関係についてみると大別して二つの段階が存在する。第一の段階はパートナーがそれぞれ持分の土地で生産されたものを分割占有 *getrennte Aneignung* する。第二の段階は生産物の共通占有 *gemeinsame Aneignung* であるが、実際にはこの二つの組合わせが行われることが多い。市場生産の場合には、参加パートナーの責任にもとづき、参加パートナーの名前において KAP による共通占有と国家への義務の共通の

充足が行われることが多い。参加に「ト十一」への飼料供給は、当初はそれぞれの経営の土地への作付計画とそれぞれの収穫に応じて行われるが（分割占有）、「ト十一」間の収量水準の差違の克服の後には、それぞれの「ト十一」の家畜の種類・量・市場生産に応じた統一的飼料）にもとづいて、生産物の共通占有方式の飼料部分への拡大により、分配される。共通占有段階ではKAPから「ト十一」への生産物分配後は、生産物は「ト十一」の単独所有権 *Alleineigentum* に移行する。その際の飼料販売価格は協定価格にもとづいて行われる。そこで生産物の分配に際して生ずるコスト・利潤（損益）の処理についても次の通り。生産物の分割占有段階では一般にコスト充足型協定価格が適用されるから、利潤は「ト十一」の側に、損益はKAPの側に生ずる。したがってKAPが提供したサービスに対するコストは後から算定され、損益はサービス享受に応じて「ト十一」が負担する。共通占有

段階では、にーとに販売する飼料価格には利潤割増型協定価格も適用される。この協定価格にはプロセッサファンド積立金や蓄積ファンド積立金、総所得へ課税される税金などが含まれ、KAPによって統一的行われる市場販売から生じた利潤と合わせて、利潤の全体としてKAPに集中される。この場合、各段階に応じて、利潤の各にーとに全部ないし一部分配される段階から全てKAPに留保される段階までグラデーションがあり、これに対応してKAPの固有のファンドの形成の水準が異なることになる。固有のファンドの各種のファンドによって形成され、基本手段・投資・流動手段ファンドの不可分性が確立し、利潤がKAPに留保される段階はすでにKAPがもとの自己否定であり、LPGPへの移行の開始である。なお、協定価格の適用にもかかわらずKAPの側に損益が生じた場合には、KAPが市場販売によって獲得した利潤などで相殺し、それでも不足する場合には協定価

格の再計算にもとづく参加に一人一人が負担する。

才四に、KAPに派遣された協同組合農家や  
 労働者の法的地位について。KAPの労働力は  
 才十参加経営からの派遣された組合員や労働者<sup>5</sup>  
 (VEGの場合)により構成される。派遣 *Delegi-*  
*gierung* の意味は対象者がKAPへの派遣後も  
 LPGやVEGの構成員としてとどまり、構成員  
 としての資格・権利・義務を保持するという  
 ことである。したがって派遣された労働者は<sup>10</sup>  
 既存のLPGやVEGと新設されたKAPへの二重  
 の帰属の下におかれ、KAP自身の発展にたじ  
 て前者からの後者への帰属性を高めることにな  
 る。派遣は無期限の場合(これが基本)と一  
 時的な場合とがあり、前者では、LPG(VEG)<sup>15</sup>  
 ・組合員(労働者)・KAPの間で文書にもとづく  
 三角協定 *Dreiecksvereinbarung* が結ばれる  
 ことにより、後者では経営規則(LPG)や労  
 働法の規定(VEG)にもとづく個々の指導  
 者の命令により派遣が行われる。派遣され

に労働力は KAP 責任者 *Leiter* の単独命令権の下に服し、KAP の労働体系の中に編入され、遂行する労働に関する課題・権利・義務を全て KAP の文書、KAP の個々の指導者の命令から獲得することになる。そこで、派遣された労働力の KAP への帰属性に最も影響を与える報酬（賃金）、フレンプ、社会的給付についてみておこう。

KAP における共同労働を肯定的なものとして保証するためには中然的に統一的労働報酬制度の導入によって、同一労働に対する同一の報酬（賃金）を実現することが必要となる。資本生産物の分割点が行なわれよう段階では報酬（賃金）、フレンプ、社会的給付は、それぞれが参加経営によって、派遣されている労働力に対する支払い・提供が行われるが、その場合には参加経営の個々の経済力によって水準や内容が異なることになる。そこで KAP に就業する労働力の労働・生活条件の平等化のために統一的労働・評価ルールを導入

入が行われる。KAPから参加経営に対し統一的労働単位評価（LPG）やVEG集団外廓契約にもとづいた報酬の高さが提示され、参加経営がこれを支払う部である（ゴールミアン・社会的給付についても同様の提示が行われる）。さらに参加経営間の経済力格差の縮小に伴って統一的労働報酬制度の導入に移行する。その第一歩は通例KAPの固有のゴールミアン・フォンドの形成を背景として、KAPから労働力に対して直接にゴールミアンが与えられることと始められる。そして生産物の共通占有への移行を条件として、次に労働報酬の前払いをKAPが、年度末払いを参加経営が行う過渡的段階に移行し、最後に、参加経営からKAPへの労働法上の一定の権限の移譲にもとづいて、KAPが報酬（賃金）、ゴールミアン・社会的給付の統一的支払の提供を行うことになるわけである。

1972年6月10日に公布された、KOEの労働者と組合員農長に対する統一的貨幣報酬への

漸次的移行に関する方針によると (KAP にも  
 適用される) 、(i) 統一報酬は貨幣によって、  
 VEG の集国外廊契約 RKV にもとづいて行われ  
 ること、(ii) 労働時間、休憩、休暇、病気の時  
 の補償、現物支給などの社会的規則は VEG の<sup>5</sup>  
 労働者、職員に対する規定が適用されること  
 、(iii) 従業者は全額の報酬、労働、賃金契約上  
 の給付を直接 KOE から受けとること (KOE は  
 そのために報酬、ボーナス、社会的給付の  
 ための固有のファンドを形成する — その高<sup>10</sup>  
 さについては都 RLN の承認が必要) とされ、  
 この方針が労働者 (VEG から派遣された者の  
 他に KOE 自身が雇用した者を含む) だけでなく、  
 従業者自身の決定にもとづいて、LPG か  
 ら派遣されてくる組合員農民にも適用され<sup>15</sup>  
 るとした上で更に、(iv) 労働契約を結んだ労働  
 者やその他の勤労者に対する賃金税は対応す  
 る法規にもとづいて計算され、国庫に納入さ  
 れること、(v) 組合員農民の純報酬 Nettovergü-  
 tung の算出のために賃金税規定に対応する控



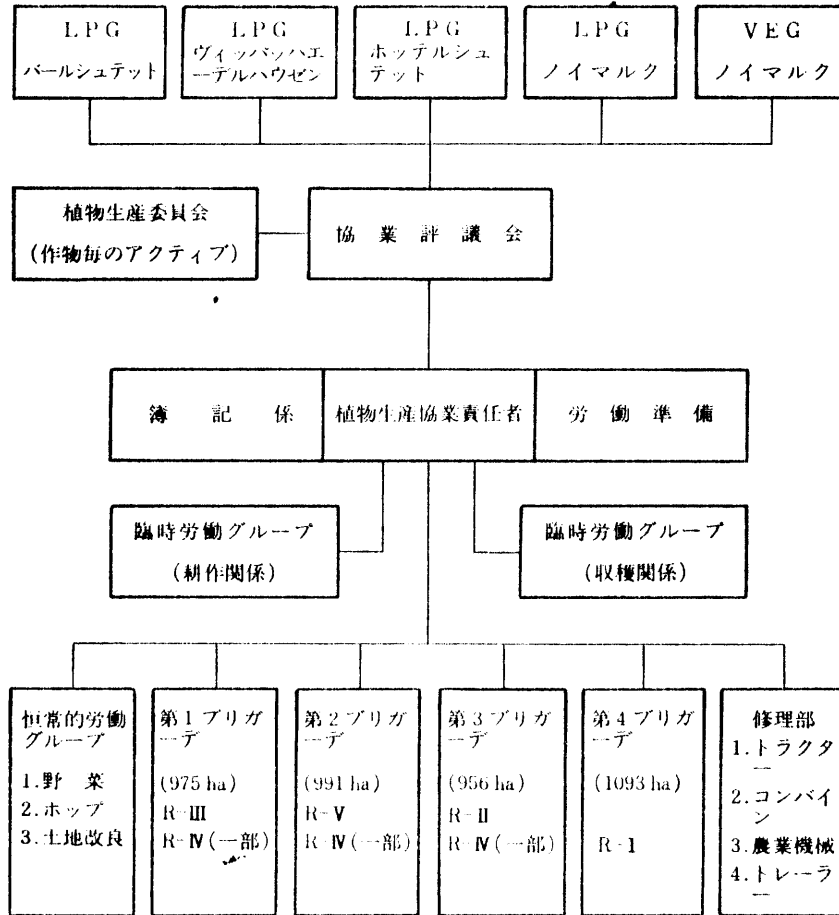
除 Abzug が行われ、この控除は KOE の予備フ  
 ォンド Rücklagefonds に編入されること、な  
 どが指摘されている。

しかし、実際には組合員農民に才で上述の  
 ような方針が適用されるとすれば、これはやが  
 れは KAP という過渡形態の組織の持主を二重  
 自主した組織への才一歩を踏み出したことにな  
 るのである。なぜなら、報酬・福利三  
 丁の社会的給付での労働者と組合員農民の  
 平等性の志向は共通フオンドの形成と相即不  
 離であるだけでなく、たとえば個人副業経営  
 の権利などにおける平等性の確保にまで進ま  
 ざるをえないだろうからである。こうした方  
 向は LPGP において、労働者と組合員農民と同  
 等の権利を有するとされることで実現の条件  
 が整えられることになった。

才五に、KAP の指導組織について。組織構  
 造は KAP の規模と発展段階によって著しく異  
 なっており、多くのヴァリエーションが提示され  
 ているが、才五図に示したバーニッシュテット

の例を参考にしちやう述べることにしよう。  
 KAPはKOGを母体として結成された協業組織  
 体であるから、KOGと同様に参加経営の最高  
 組織がKAPの最高決定機関であり、KORが調  
 整機関として存在する。KORは参加LPG議長  
 ・VEG支配人を中心として、LPG・VEGのそ  
 の他の代表から構成され、各経営がそれぞれ  
 一票の投票権を持った平等原則で運営され、  
 参加経営の最高組織の決定にもとづいて三つ  
 の機能、すなわち、(i)協業の指導・計画化・  
 監督の調整、(ii)協業のための参加経営の決定  
 の遂行の組織化、(iii)協業課題の実現の指導と  
 調整、を担う。KORは通例2年任期で議長を  
 選出し、当初は議長の単独責任制の下にKOR  
 がKAP独自の最高指導組織の役割を果たして  
 いた例が多かった。しかし、それぞれの参加  
 経営やKAP自身の専門化、集積の進行とともに  
 KORの活動はしだいに調整的性格に限定さ  
 れ、その代わりに、KAP従業者によって結成  
 されてきたKAP従業者総会(通例年2~4回

第5図 パールシュテットの KAP の組織 (1968年)



(注) R-I, II...V はローテーション単位を示す。

(出典) Hahn, a. a. O., S. 36.

開催され、後に LPGP の組合員総会に発展する  
 こと。当初は討議機関的性格を帯びていて、  
 以下で選出された KAP 責任者とこの審議機関  
 である植物生産評議会 Rat der Pflanzenproduktion  
 (KAP 評議会とも呼ばれる)が KAP の現実の  
 執行機関の地位に就くようになり、KAP の自  
 立化が進行したものである。KAP 責任者は参加  
 経営の構成員であり、通例 LPG 議長や VEG  
 G 支配人が就任し、KOR 議長を兼任すること  
 も多い。彼は参加経営の最高組織・KOR の委  
 任に与つて、単独責任制の原則によって  
 KAP の現実的指導を行ひ、特別の課題・権限  
 を彼の下に位置する指導層——責任者代理（  
 従業者 300 人以上の場合）・主任簿記係・技  
 術責任者・下りか一行責任者等——に移譲  
 し、単独責任制の連鎖を形成する（KAP 責任  
 者が後の LPGP 議長になる）。植物生産評議会は  
 通例 12~18 人の委員が 2 年任期で選出され、  
 KAP 責任者・党書記・党グループ組織者や政  
 治的・技術的に熟達した KAP 従業者が参加し

て形成される。KAP責任者により通例月1日開催され、ここから後のLPGPの幹部会が形成されたことに示されるように、KAPの日常的な運営の諸問題が討議され、KAPの現実的執行機関に発展する。さらに当初はKDRの下に、後にはKAP責任者を中心として植物生産評議会の下に、(i)主としてKAPの生産に従事する人々から構成される諸委員会(婦人・青年・文化スポーツ・秩序・保健・労働保護・ルール・改革者・競争委員会など)、(ii)主として部門毎の指導層から構成される労働グループ(財政・計算・計画化・法的問題などに命がけされる)が形成される。その他、監査グループが参加経営の監査委員会を母体として形成される他に、KAP責任者の下に諸種の専門家グループ(技術・教育・土地改良・防除……の専門家)が配属され、一層自主的生産単位の採掘を深化させることになる。

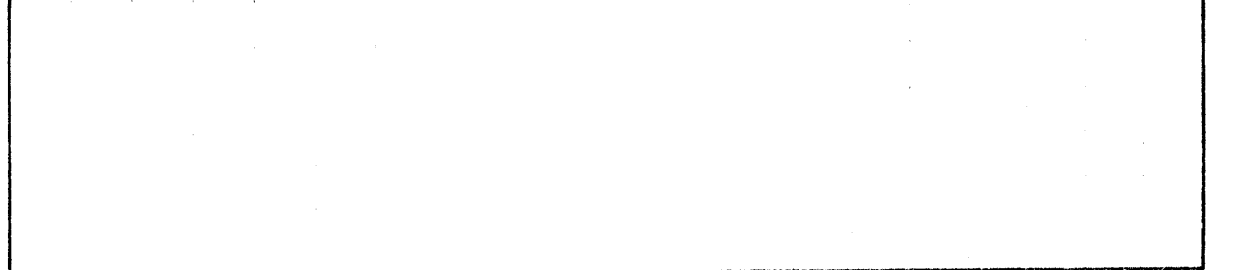
さて、KAPにおける基礎的計画・生産・決算単位は、やはり一戸であり、当初は植物生産

評議会 ( KAP 責任者 ) — トリカ一丁 ( トリ  
 か一丁責任者 ) という 2 レベルでの生産組織  
 構成が支配的であったが、規模の拡大に伴っ  
 て ( 通例 3000 ~ 4000 ไร่を分岐点として )、トリ  
 か一丁が幾つかの部門に統合され、評議会 —  
 部門 — トリか一丁 という 3 レベル構成に  
 移行するが通例である。KAP の成否の鍵を  
 握るのはこのトリか一丁の構成方法である。  
 牙5国のバールンシュテットの例で示されるよ  
 うに、当初は参加経営の農地にて、ここから  
 派遣された労働力を中心にして形成される  
 地域別編成が支配的であった。この場合はト  
 リか一丁構成員が互いに旧知の間柄であるた  
 めに午一ムワークの点ですくれている反面で  
 、機械のユニフォーム投入を困難にし、ト  
 リか一丁エゴイスムを生みだしやすいう点を  
 有している。そこで一般的にまず、地域別  
 編成の一定の再編を基礎とし、これと組み合  
 わせながら、作目別編成に移行する。この場  
 合には当然、作目別の部門形成と結びつくと

いるから、3レベル構成への移行を随伴する。この編成は(i)出身経営の異なるグリカ一千員を統合することによって、常勤者のKAPへの帰属性を高め、グリカ一千エゴイズムを解消するのに役立つことにも、(ii)部門毎に体系的な機械を装備することによって、機械の一貫投入を可能とし、(iii)作目別決算の導入により専門化が進められやすく、垂直的協業との連携が容易になる長所を有している。しかし他面では、(i)各部門毎にグリカ一千は機械体系をそれぞれ最低1セット装備しなければならないが、過剰装備の危険性を有しており、(ii)それを避けるために部門間毎にグリカ一千間に機械の交換利用を導入されるが、これは部門間・グリカ一千間の高度の調整を必要とし、さらに(iii)部門間・グリカ一千間の常勤時間の不均衡と経済性の格差が生じやすい、などの短所を有している。だからKAPのより高度の発展段階では(しかし、支配的には次のLP GPの段階で)、地域別・作目別編成を部門レベル

りで行い、グリカ一丁を常勤種類別に編成す  
 る、いれ中る技術的観点 *technologische Gesichtspunkt*  
*punkt* での編成への移行を開始される。具  
 体的な例はのちにも一ルシユテットについて  
 検討するが、部門毎に特定作業に中要な機械  
 体系を整備したグリカ一丁を複数形成し、そ  
 れらの組合わせによって作目毎の一貫的な常  
 勤過程を形成するのせこれである。これによ  
 って上述の作目別編成の長所を生かしながら  
 、短所を取り除くことが可能になったといわ  
 れている。しかしそのためには、より細分化  
 された作業の組織化・計画化と作目別決算の  
 手直しを克服するためのコンピュータ導入が  
 中要であった。KAP段階では作目別編成を基  
 礎としつつ、地域別・常勤種類別編成の多様  
 な組合わせも行われていたのが支配的であ  
 ったといえる。

最後に、次に、KAPと外部との法的関係  
 について。KAPが担当領域で解決すべき課題  
 の独自性の水準に伴い、KAPが法的交渉に直





接参加する重要性が増大してくる。たとえば、  
 (i) 生産物を KAP の国家に直接販売すること  
 (ii) 生産手段供給工業との経済的関係の形成  
 (iii) 農業・食料品業銀行で勘定を行ひ、信用  
 を得ること、(iv) 郡評議会に承認されるべき年  
 生産計画・財政計画・年次報告を KAP に作成  
 すること、(v) KAP の国家統計中央管理機関に  
 報告義務を有する経済組織に属すること、な  
 どの重要性が増大し、KAP 責任者への権利能  
 力の賦与が課題となるべきところである。し  
 かし、KAP は法人ではないから、その手まで  
 は権利能力を獲得することはできない。さ  
 らで、LPG 幹部会と VEG 支配人の決定・同意を  
 得て民法上の法律行為を行ふ全権 *rechtsgeschäftliche Bevollmächtigung* が KAP 責任者に与えられるこ  
 とによつて過渡的解決が計られることにな  
 るべきである。さうして国家の生産課題の受領者  
 となることによつて、KAP は植物生産の基礎  
 的生産単位の地位を獲得するに至つたと見え  
 る。ここに KAP は独立の生産単位たる LRGP へ

の移行の前提条件を成熟させたことによるのである。

そこで KAP と畜産 ZGE/ZBE の展開過程を統計的に確認しておこう。KAP は既掲資料表のように、1971年に初めて公式統計に登場し、238件で、社会主義セクターの農地の14.2%を包摂していたが（平均規模2950ha）、1973年には1066件に急増し、社会主義セクターの過半の農地（62.7%）を集中し（平均規模3491ha）、さらに1975年に1210件、社会主義セクターの農地の84.5%（平均規模4130ha）でその最盛期に到達する。1976年以降は規模の拡大が止まれる反面、件数・面積ともに減少し、LPGP (VEGP) への移行が主要局面になる。ここにDDR農業の新しい発展段階が告知されるわけである。一方、畜産経営を中心とすると思われる農業ZGE/ZBEは、既掲資料表の如く、『新模範定款』の公布を前後して急増し、経営数・1経営当りの恒常的从业者数・社会主義セクターの牛所有頭数中のシェアの三

つの指標で示すと、1972年700件・49.2人・  
 3.2% → 1975年1692件・159.0人・6.2%でやはり  
 最盛期に到達し、1976年以降、LPGT (VEGT)  
 への移行が主要局面となり、たのである。KAP  
 との対比で注目されるのは、畜産ZGE/ZBEは  
 水平的協業の分野別再編の一つの環として位  
 置づけられたといえる。畜産経営の中心は基  
 本的には旧来のLPG・VEGにおかれ、それら  
 の高度化を促進する独自の役割が与えられた  
 ということであろう。

### (3) ACZ (農芸化学セクター) の展開

才11回農匠会議は、才9回農匠会議以降形  
 成されてきたACZ (1972年現在164経営) が  
 全農地の過半を包摂するに至ったことを示さ  
 ね、これを工業的植物業の基礎として位置  
 づけ、才一に、ACZをLPG・GPG・VEG・BH  
 GのZBEとして発展させ、KAPやLPGP・VEGP  
 に直接サービス供給をさせること、才二に、

ACZを郡の国家機関の下に配置し、KfLを媒介とした技術的サービス体制を構築するに  
 したがって、ACZの建設を1975年までに  
 完了する事を決定した<sup>174)</sup>。この農民会議の提  
 起を受けた、1972年8月7日には「工業的植  
 物生産の基礎としてのACZの発展のための法  
 規命令<sup>175)</sup>」が出され、課題・活動方法・国家的  
 指導と計画化などについて特別の形で規定された。  
 これによればACZの課題は、(i)銨物質肥料・  
 植物防除薬剤の積換え・貯蔵・運搬、(ii)最新  
 の科学技術にもとづく銨物質肥料の施肥と植  
 物防除措置の遂行、(iii)インターフルーク（飛  
 行機会社）との長期4ヶ月一契約にもとづ  
 いた、多くのACZの協業による農業用飛行機  
 の投入の組織化（施肥・防除・播種<sup>176)</sup>、(iv)植物  
 防除に関する即言・指導・監督サービス、(v)  
 県生産指導部の同意にもとづいた、運輸ZBE  
 のACZへの編入による運輸作業の集中、と定  
 められた。したがってACZは固有のフォードをも  
 った独立の法人ZBEとして、郡生産指導部の

承認にもとづいた経営計画をもち、地域的條件に応じたコスト・リマイン・ア・ワークにもとづいた価格を基礎として、経済計算制に従って活動するとされた。ACZの指導は直接には郡生産指導部が担い、全国的指導は農林・畜産品業者の委任にもとづいて、農業技術、資材技術供給国家委員会が担うことになって、国家的諸機関の強い行政指導の下におかれていますことが注目される。さらに、今後は、KAP・LPGP・VEGPは郡・県境界に関わりなく、一つのACZからサービス供給を受ける原則が指摘され、ACZのサービス供給範囲が来るべき農業構造再編の地域的単位に設置されたこととを同化する点が特に注目されるのではないかと思われる。

このことをACZの具体的発展過程に即して見ておこう。表55から明らかであるように、1972年に164経営存在してあったACZを(農業化学イリカ一戸を含むと208、以下の数字はいずれもこれを含む)。1975年までには330

No. \_\_\_\_\_

表 55 ACZ の 發 展 過 程

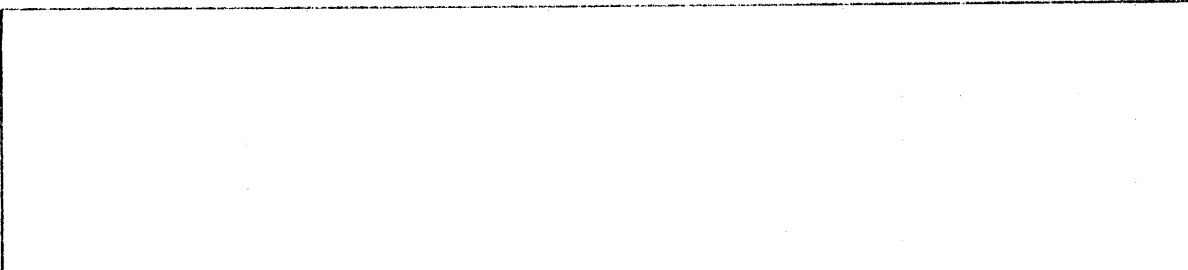
|                            | 1970 | 1973   | 1974   | 1975      | 1976      | 1977   | 1978   | 1979      |
|----------------------------|------|--------|--------|-----------|-----------|--------|--------|-----------|
| 経営者 (会社員)                  | 250  | 82     | ?      | —         | —         | —      | —      | —         |
| BHG の 19 ACZ               | 122  | 64     | ?      | 32        | 1         | —      | —      | —         |
| ZBE 2.0 ACZ                | —    | 186    | 212    | 259       | 267       | 263    | 257    | 257       |
| (1) 合計                     | 372  | 332    | 321    | 291 (294) | 268 (269) | 263    | 257    | 257       |
| 恒常的 就業者 数 (合計) 人           | —    | 16,693 | 18,121 | 20,747    | 22,746    | 24,749 | 25,692 | 26,161    |
| 同上・1 経営者 (合計) 人            | —    | 50     | 57     | 71        | 85        | 94     | 100    | 102       |
| (1) 同上・1 経営者 (ZBE-ACZ) 人   | —    | —      | 68     | 75        | 85        | 94     | 100    | 102       |
| (2) ZBE-ACZ の 1 経営者 (合計) 人 | —    | —      | 20.2   | 21.2      | 22.2      | 22.2   | 22.7   | 22.7 (計画) |
| 1 経営者 当り 1000 米            |      |        |        |           |           |        |        |           |
| 治 肥料 消費 量 (kg)             | —    | 699    | 782    | 830       | 830       | 773    | 784    | 781       |
| 和 同上・1 経営者 当り (kg)         | —    | 219    | 328    | 476       | 663       | 734    | 815    | 800       |
| 農 同上・1 経営者 当り (kg)         | —    | 65.5   | 36.2   | 30.6      | 27.5      | 28.4   | 27.6   | 27.8      |
| 積 同上・1 経営者 当り (kg)         | —    | 361    | 435    | 557       | 676       | 777    | 804    | 809       |
| 同上・1 経営者 当り (kg)           | —    | 64.0   | 38.1   | 31.3      | 24.7      | 26.9   | 24.2   | 24.8      |

(注) (1) 下記文献 (1) に 示 され、経営者 数 の 総 数 は 内 容 詳 細 表 に 示 され。

(2) 表 (1) W. Baum, R. Wabersich u. H. Schöde, Die ACZ — Leistungsfähige zwiischenbetriebliche Einrichtungen der LPG und VEG, in: Volkswirtschaft, Heft 11, 1979, S. 488 f.

(3) S. J. L. DDR, 1980, S. 169 mit 1979 年 計 算。

軽重に拡大するといふ当初計画はかなり早い段階で変更されたことみられ、農業化学肥料の再編・統合による大規模化の方向せいのされた模様である。すなわち、第一に、軽重数はほぼ一貫して減少し（もちろんZBEとしてのACZは増大）、1975年の291軽重もへて、1978～79年に257軽重程度に収斂してゐる。第二に、これと対して恒常的業者数は漸増し、1軽重当りの規模は1973年50.3人から1978年には100.0人へとほぼ倍増してゐる。第三に、当初計画ではACZのサービス供給面積は、1軽重当り1万5000～2万1000ha（平均1万7000ha—すなわち農地面積）を予定していたが、すなわち1975年には平均2万1200ha、1976年には2万2200haに達し、その後一層の規模拡大がはかられてゐる模様である<sup>177)</sup>。そして第四に、活動実績は表5の通りに窒素肥料施肥・防除で、73～77年に2～3.5倍へと著増し、1975年段階では肥料撒布トラック1829台、防除機械894台、トラック(W50)5331



台を擁し、鉱物質肥料の積換え・貯蔵・運搬  
 100%、石灰撒布100%、11-酸・カリの基  
 肥施肥100%、窒素肥料撒布40%、防除60%の  
 活動シエPを有してゐた。また1974年には収  
 穫期の運搬作業の15%を担つてゐたともい  
 われてゐる<sup>78)</sup>。

みられるようにACZは植物生産における工  
 業的生産方法導入の一つの決定的な環として  
 位置づけられ、労働力・生産手段整備の著し  
 い拡大と経営の再編統合によつて、規模の<sup>10</sup>  
 不断の拡大がはかられてゐる。注目すべき点  
 は一方で植物生産農業経営と特定のACZとの  
 協業が原則化され、他方でACZのサービス供  
 給地域が不断に拡大され、3万ha水準への接  
 近がはかられ、施肥・防除・運搬の機能集中<sup>15</sup>  
 が企図されてゐる点である。才56表によると  
 1979年の計画では平均は2万2700haにとどま  
 つてゐるが、3万haをこえるものもすでに47  
 (18.4%)も存在し、供給面積シエPでは30.  
 7%にも達してゐることには注意されたい。二



表 56 表 ACZ の サービス供給面積規模 (1979 年: 計画)

| サービス供給面積規模<br>万 ha | 経営数 | 同区割合<br>% | 供給面積割合<br>% |
|--------------------|-----|-----------|-------------|
| ~ 10               | 5   | 1.9       | 0.7         |
| 10 ~ 20            | 103 | 40.2      | 27.0        |
| 20 ~ 30            | 101 | 39.5      | 41.6        |
| 30 ~ 40            | 34  | 13.3      | 19.2        |
| 40 ~ 50            | 10  | 3.9       | 8.6         |
| 50 ~               | 3   | 1.2       | 2.9         |
| 合計 (平均)            | 256 | 100       | 100         |

(本表) 表 55 表 (1)。

の ACZ において 2 区画 3 区画 4 区画 5 区画 のサービス供給面積規模に、1975 年以降、集中的に建設されてくる。4 ~ 6 の LPGP・VEGP を軸とした植物生産の新たな協業体 = 植物生産農工結合体 AIVP の規模に照応するものがある。ACZ の平均供給面積はすでに既存の AIVP の最低規模 2 万 3000 ha に到達して来る。1950 年代の農業集団化期において MTS が果たした役割に匹敵する重要な戦略的位置に、KAP の展開から LPGP (VEGP) への移行をめぐり、1970 年代中葉において ACZ に与えられたものである。

はなにかと思われる。

なお、ACZに関連して、「中米収穫技術  
Zentrale Erntetechnik」と呼ばれる青年経営単  
位 Jugendobjekt について付記しておこう。DD  
R 農業のアクセス鍵の一つである収穫期の需  
働力不足解消の一つの方法として、学生や農  
業青年を結集した収穫ユニプロレックや農林  
、食料品業者の直屬で組織されたものがこれ  
である。1977年段階でそれぞれ30台のE512、24  
台のトラック（トレーラー付）、3台の作業車  
を装備し、60人の学生および12人の農業青年  
を擁した合計17の収穫ブリガードから構成さ  
れ（合計2688人の季節需働力）、投入地域の管  
轄のKfLに配属されつつ収穫需働に従事する。  
但し、トラックはその需働力とともにACZに  
配属されてくるのが注目される。